

令和 8 年度第 2 回 碧南市地域自立支援協議会 次 第

日時 令和 8 年 8 月 3 1 日 (月)

午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで

場所 へきなん福祉センターあいくる
デイルーム

1 あいさつ

2 議題

(1) へきなん障害者ハーモニープランについて

ア 基本理念について (p 5 5 ~)

(ア) (前回) 「互いに尊重し だれもが支え合うまち へきなん」

(イ) 「だれもが笑顔で安心して暮らせるまち へきなん」

(ウ) 「すべての人が、夢を育み、安心して暮らせる共生のまち へきなん」

(エ) 「だれもが互いにその個性や能力を認め合い、共生するまち へきなん」

(オ) 「だれもが参加し 安心して暮らせる共生のまち へきなん」

イ へきなん障害者ハーモニープランの計画骨子案について (p 1 ~)

3 その他

【令和 8 年度 今後の日程】

・第 3 回 : 令和 8 年 1 0 月 3 0 日 (金) 午前 1 0 時から

へきなん福祉センターあいくる 2 階 デイルーム

・第 4 回 : 令和 9 年 2 月 2 6 日 (金) 午前 1 0 時から

へきなん福祉センターあいくる 2 階 デイルーム

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日

公告第131号

改正 平成21年2月17日公告第21号

平成23年12月26日公告第269号

平成25年4月1日公告第34号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則(平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月26日公告第269号)

この規程は、平成23年12月26日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日公告第34号抄)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

令和 8 年度 碧南市地域自立支援協議会

No.	役職	団体名	委員氏名
1	会長	碧南市社会福祉協議会	伊藤 正博
2	職務代理	碧南市手をつなぐ育成会	三浦 志朗
3	委員	日本福祉大学教授	青木 聖久
4	委員	碧南市身体障害者福祉協会	鈴木 たか子
5	委員	碧南市民生委員児童委員協議会	小澤 昇
6	委員	NPO法人ハートフルあおみ(あおみJセンター所長)	水野 啓章
7	委員	刈谷公共職業安定所碧南出張所	辻 辰憲
8	委員	愛知県衣浦東部保健所	新美 萌子
9	委員	愛知県刈谷児童相談センター	島村 真優佳
10	委員	愛知県立にしお特別支援学校	早川 浩史
11	委員	碧南市小中学校校長会	石原 竹春
12	委員	親子の会「カラフル」	鈴木 由記
13	委員	身体に障害のある子の親子の会「すまいる」	永井 美幸
14	委員	ほっとまんまピアサポーター	杉浦 有美
15	委員	碧南商工会議所	亀島 弘樹
16	委員	碧南市農業委員会	山中 力四郎
17	委員	スギ製菓株式会社	永坂 峰広
18	委員	西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる	川村 顕治
19	委員	刈谷病院	水野 美香
20	委員	サンフレア	高松 有美
21	委員	就労センターオアシス碧南	大谷 大
22	委員	WHJ 相談支援センターメビア	浅野 将克
23	委員	ARTIST JAPAN	森脇 友理
24	委員	グループホームノアン碧南	廣瀬 恵子

任期：令和 7 年 1 1 月 2 6 日から令和 9 年 1 1 月 2 5 日まで

へきなん障害者ハーモニープラン

(第4期碧南市障害者計画・第8期碧南市障害福祉計画・
第4期碧南市障害児福祉計画)

【骨子案】

令和8年8月
碧 南 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 近年の障害福祉の動き.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	5
第2章 障害のある人を取り巻く現状.....	6
1 碧南市全体の状況.....	6
2 障害者の状況.....	7
3 療育・就学等の状況.....	13
4 前回計画の目標の達成状況.....	15
【障害福祉計画】	15
【障害児福祉計画】	17
5 障害福祉サービスの提供状況.....	18
6 アンケート結果の概要.....	29
7 ヒアリング結果の概要.....	37
8 前回計画の評価.....	42
基本目標1 生活支援.....	42
基本目標2 保育・教育.....	44
基本目標3 保健・医療.....	45
基本目標4 文化・芸術、スポーツ.....	47
基本目標5 雇用・就労.....	48
基本目標6 生活環境.....	50
基本目標7 防災・防犯.....	51
基本目標8 障害理解、権利擁護.....	53
第3章 基本的な視点.....	55
1 基本理念.....	55
2 基本的原則.....	56
3 基本目標.....	57
4 施策体系.....	59
5 重点施策.....	60
第4章 障害者計画.....	61
1 生活支援.....	61
2 保育・教育.....	61
3 保健・医療.....	61

4	文化・芸術活動、スポーツ.....	61
5	雇用・就労.....	61
6	生活環境.....	61
7	防災・防犯.....	61
8	障害理解、権利擁護.....	61
第5章	障害福祉計画・障害児福祉計画.....	62
1	計画の方向性.....	62
2	目標値の設定.....	64
3	障害福祉サービスの見込量と確保策.....	69
4	相談支援の見込量と確保策.....	74
5	地域生活支援の充実.....	75
6	発達障害等に対する支援.....	77
7	相談支援体制の充実・強化のための取組.....	79
8	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組.....	80
9	障害児支援の見込量と確保策.....	81
10	地域生活支援事業の見込量と確保策.....	84
第6章	計画の推進体制.....	88
1	計画の推進体制.....	88
2	計画の点検・評価.....	88
	資料編.....	89

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

いま、日本では「共生社会」の実現を目指して、大きな変化が起きています。障害がある人が、自分の意思でやりたいことに挑戦し、その力を最大限に発揮して社会に参加できるよう、国全体で新しいルール作りが進められています。

具体的には、誰もが暮らしやすい環境を整える「ユニバーサル社会実現推進法」をはじめ、読書や文化芸術、情報へのアクセスのしやすさを支える法律などが次々と施行されました。特に2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、私たちに大きな意識の変化をもたらしました。「心のバリアフリー」という言葉が広まり、お店や会社などで障害のある人への「合理的配慮」を提供することが義務づけられるなど、一人ひとりの多様性を尊重し、支え合う仕組みづくりが加速しています。

こうした時代の流れの中、碧南市（以下、「本市」という）においても、障害のある人の自立と社会参加を応援するため、長年取り組んできました。平成24年度（2012年度）に、障害福祉の基本的な方針を示す「障害者計画」と、具体的なサービス量を定める「障害福祉計画」を一つにまとめた「へきなん障害者ハーモニープラン」を初めて策定しました。それ以来、市民の皆さんが地域の中で奏でるハーモニー（調和）のように、障害の有無にかかわらず誰もが支え合い、安心して暮らせる街を目指して、時代に合わせて計画の改定を重ね、福祉施策を推進してきました。

現在、本市が取り組んでいる「第3期障害者計画」「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」は、令和8年度（2026年度）をもって期間満了を迎えます。

障害のある人を取り巻く環境は、国の制度改正や生活スタイルの変化、また就労ニーズの多様化など、刻一刻と変化し続けています。こうした社会情勢や、碧南市における現状と課題をしっかりと受け止め、次の一步を踏み出す必要があります。

そこで本市では、これまでの取り組みをさらに一歩進め、令和9年度（2027年度）からスタートする「第4期障害者計画」「第8期障害福祉計画」「第4期障害児福祉計画」を一体とした、新たな「へきなん障害者ハーモニープラン」を策定します。

この計画を通じて、障害のある方も、そのご家族も、そして地域で暮らす全ての人が、お互いの個性を認め合い、自分らしく笑顔で暮らし続けられる未来を形にしていけることを目指します。

- 近年の国の障害福祉に関する動きは、「障害者権利条約」への批准を目指し進められてきました。平成26年の条約批准後も、様々な法整備や障害福祉施策が進められています。また、令和5年には、「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に向けた施策の推進が図られています。
- 国際的な動向としては、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、不平等の解消や均等な雇用機会の提供が確認されており、障害福祉分野でも、差別解消のための取組の強力な推進が求められています。

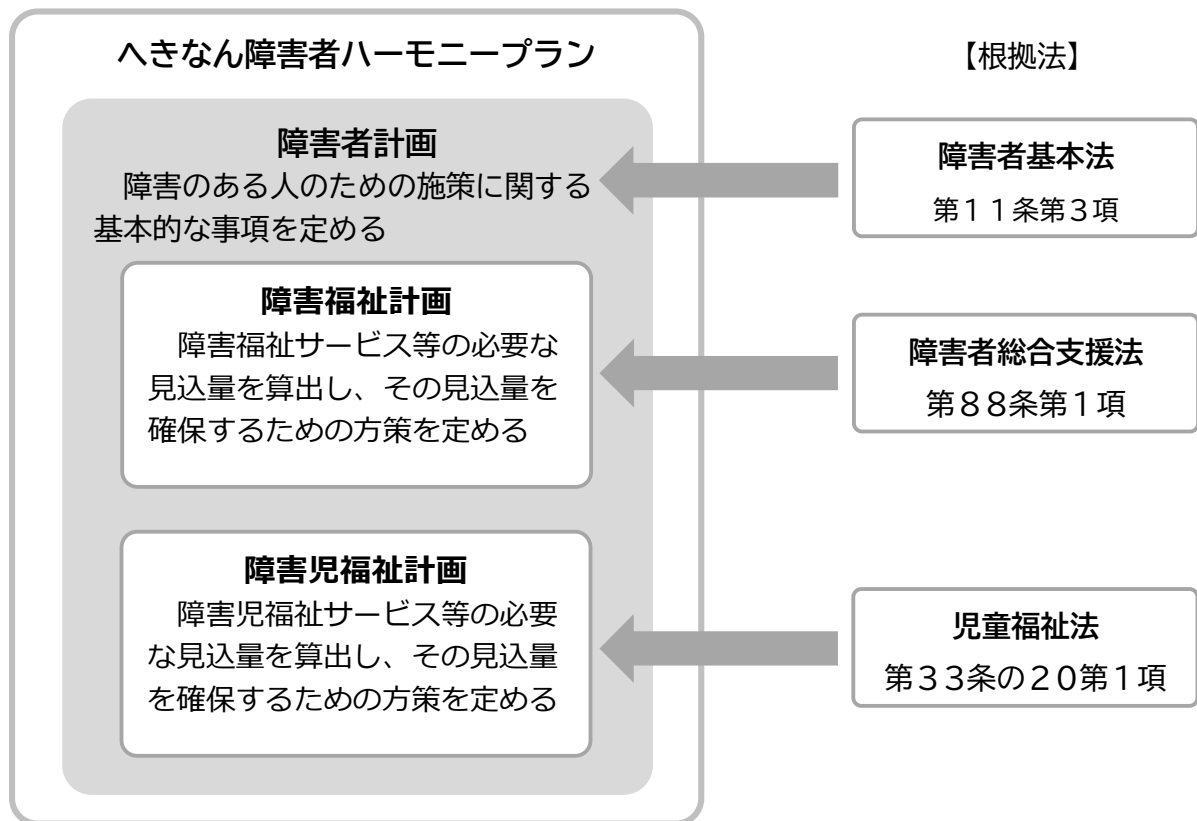
■近年の障害者関連法整備の主な動き

年	主な動き
令和3年	○医療的ケア児支援法の施行 ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和4年	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 等 ○障害者雇用促進法の改正 ・短時間勤務の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者を実雇用率で算定できる特例による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和5年	○こども基本法の施行 ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す ○障害者基本計画（第5次）策定
令和6年	○障害者差別解消法の改正・施行 ・民間業者の合理的配慮の提供義務 等 ○障害者総合支援法の改正・施行 ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、「就労選択支援」の創設、対象疾病（難病）の拡大 等
令和7年	○就労選択支援の開始 ・障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント（評価）を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、本人に合った就労の選択を支援 ○手話施策推進法の施行 ・手話を言語として明確に位置付け、地方公共団体は、手話通訳者の確保・育成や手話の普及・啓発等の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明記
令和8年	○高次脳機能障害者支援法の施行 ・事故や病気による脳の損傷により記憶障害等が表れる高次脳機能障害について、地方公共団体は、障害に対する支援施策を総合的に策定し、実施する責務を明記

(1) 法的な位置づけ

- 「障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めます。
- 「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」です。障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- 「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害児福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- 「へきなん障害者ハーモニープラン」は、上記の3つの計画を一体的に策定するものです。

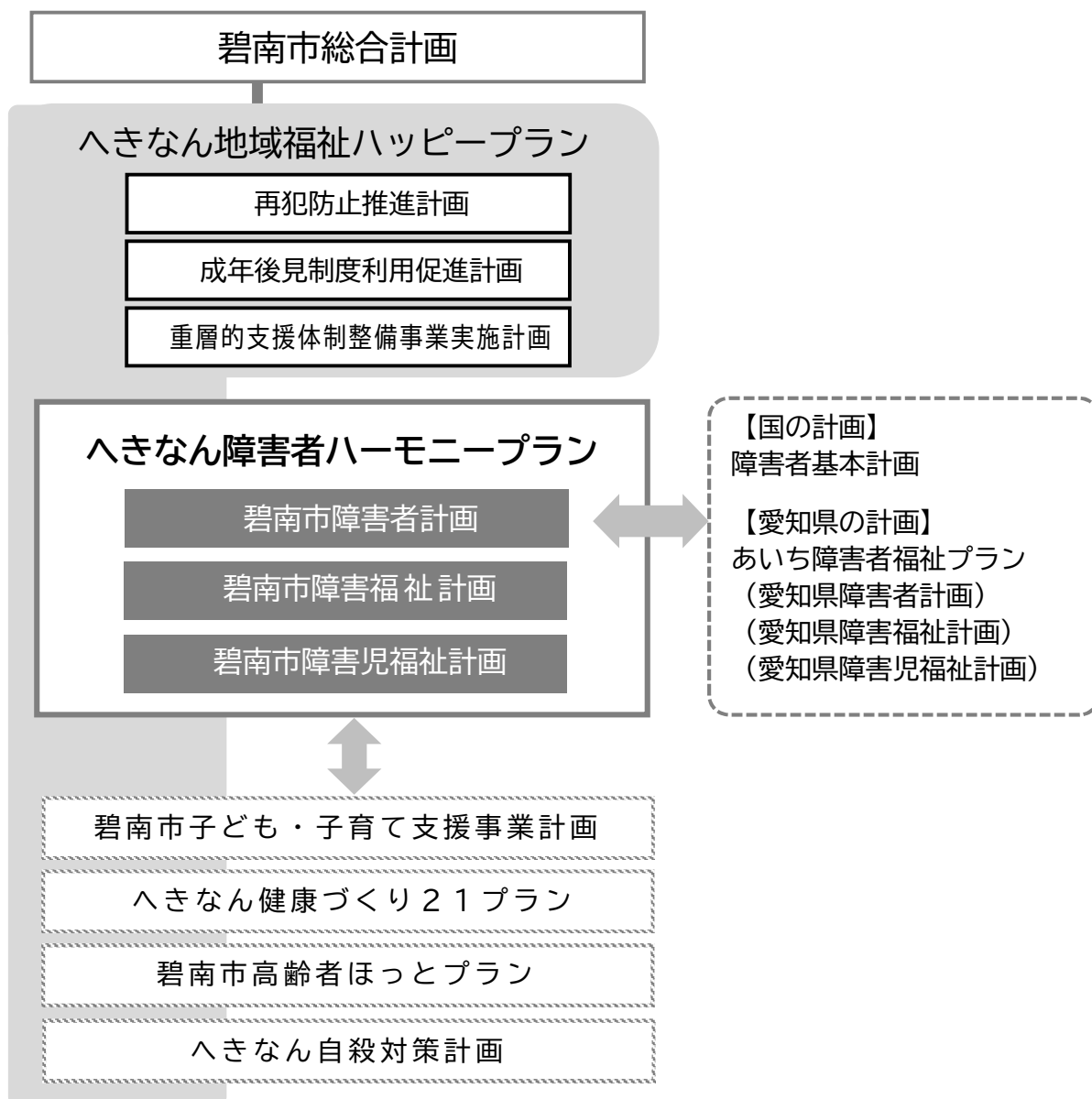
■障害者計画と障害福祉計画 障害児福祉計画の関係



(2) 他の計画との関係性

- 「へきなん障害者ハーモニープラン」は、上位計画である「碧南市総合計画」や「へきなん地域福祉ハッピープラン」をはじめ、市の関連計画との整合を図ります。
- また、国の障害者基本計画及び「あいち障害者福祉プラン」とも整合を図ります。

■本計画と他の計画の関係性



4

計画の期間

本計画は、「碧南市障害者計画」の計画期間を6年、「碧南市障害福祉計画」「碧南市障害児福祉計画」の計画期間を3年とします。また、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間

(年度)

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
碧南市 障害者計画				第4期						
碧南市 障害福祉計画				第8期						
碧南市 障害児福祉計画				第4期						
碧南市総合計画	第6次									
へきなん地域福祉 ハッピープラン				第4次						

第2章 障害のある人を取り巻く現状

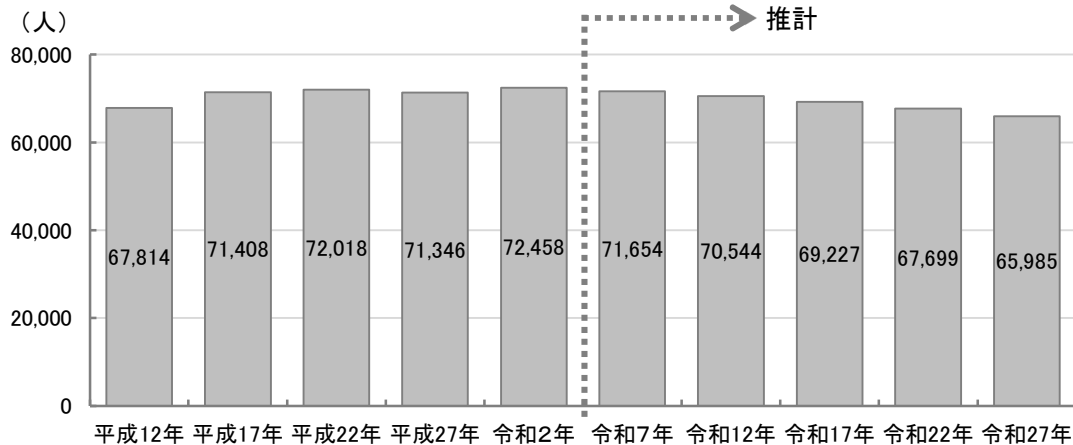
1

碧南市全体の状況

本市の総人口は、平成22年までは増加していましたが、平成27年では減少に転じており、今後も減少していくことが見込まれます。なお、令和7年の国勢調査の速報値による本市の人口は71,349人であり、推計値を下回っています。

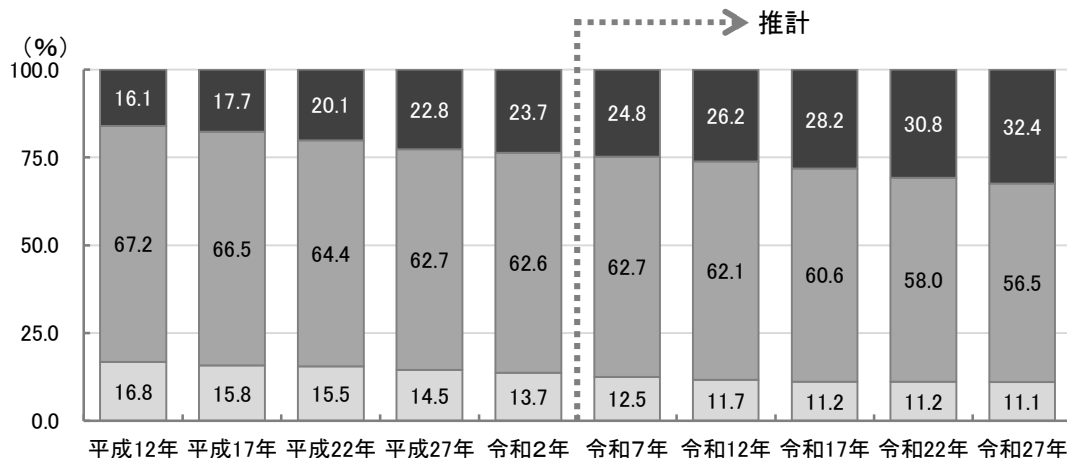
年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合が減少、65歳以上の人口割合が増加しており、今後も少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

■総人口の推移と推計



資料：(令和2年まで) 国勢調査、(令和7年以降) 国立社会保障・人口問題研究所

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：(令和2年まで) 国勢調査、(令和7年以降) 国立社会保障・人口問題研究所

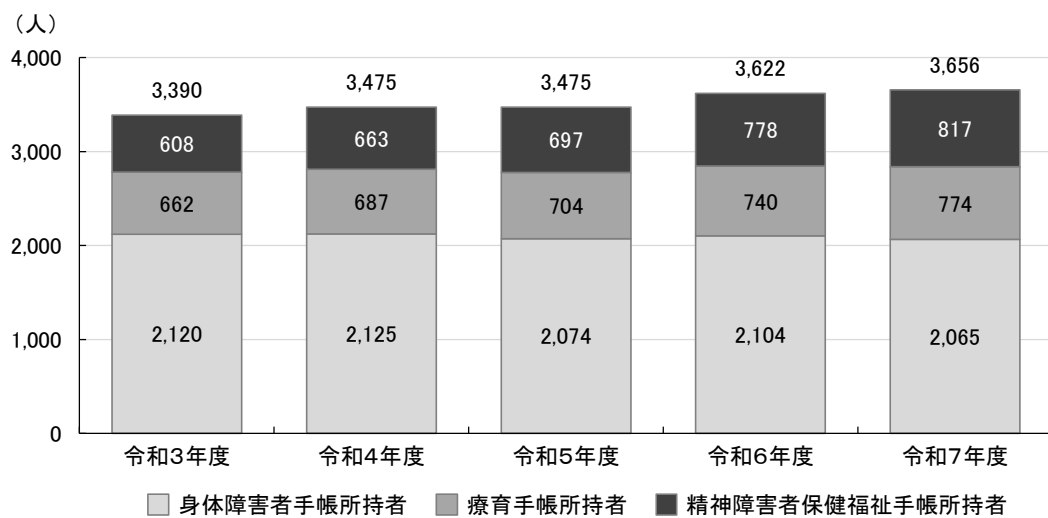
2

障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、令和7年で身体障害者手帳所持者数は2,065人、療育手帳所持者数は774人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は817人となっています。令和3年から令和7年の推移をみると、全体では増加しています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



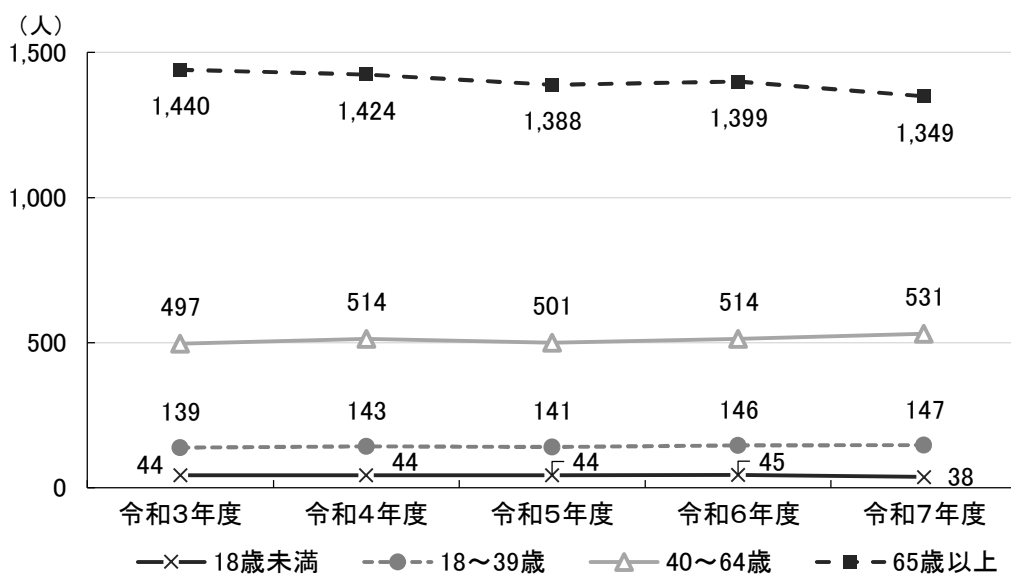
資料：福祉課（各年4月1日）

(2) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、年齢別では65歳以上が最も多く、次いで40～64歳となっています。令和3年から令和7年の推移をみると、65歳以上では減少傾向となっています。

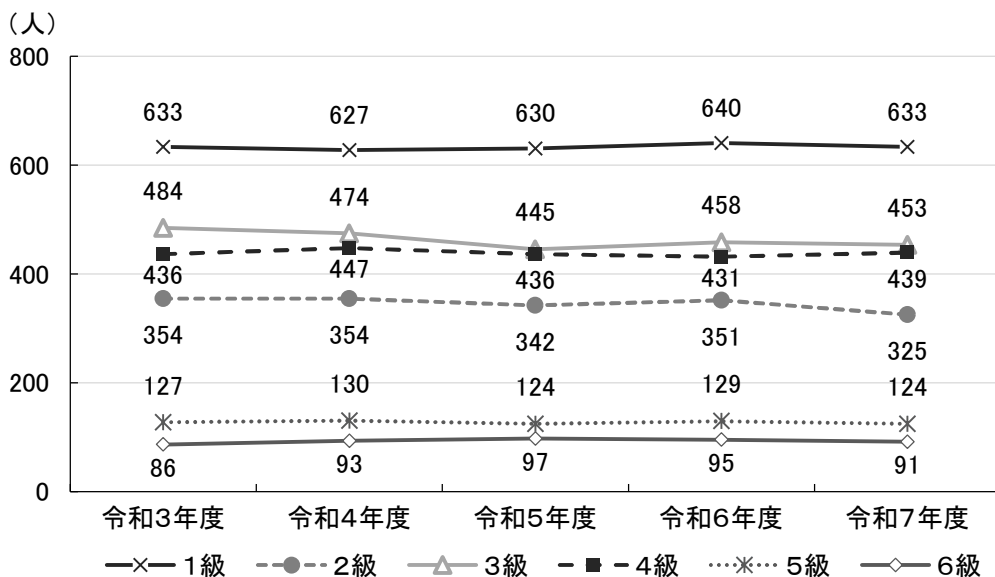
等級別では、最重度である1級が最も多く、次いで3級、4級となっています。令和3年から令和7年の推移をみると、いずれの級も微減、微増を繰り返しています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日）

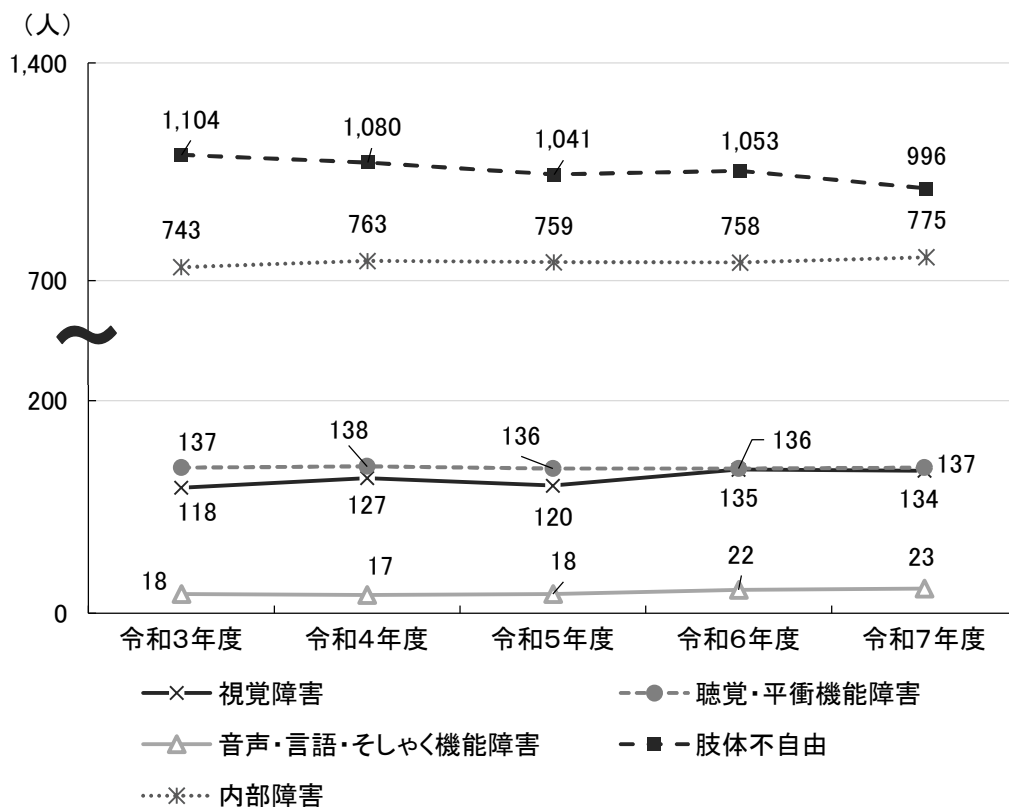
■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日）

障害種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚・**平衡**機能障害となっています。令和3年から令和7年の推移をみると、内部障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害で増加傾向、肢体不自由で減少傾向となっています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



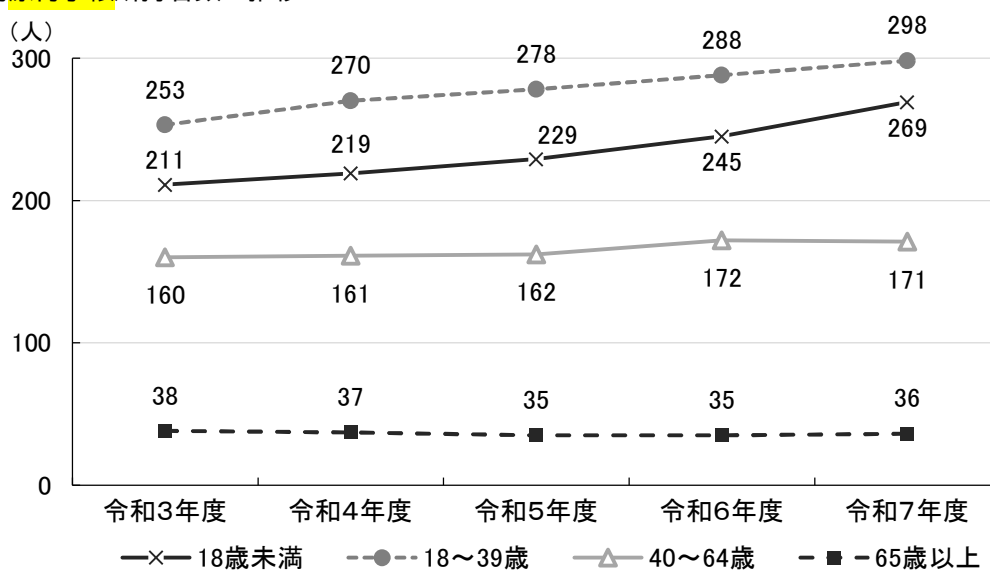
資料：福祉課（各年4月1日）

(3) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年齢別では18～39歳が最も多く、次いで18歳未満となっています。令和3年から令和7年の推移をみると、65歳以上を除く年齢層で増加していますが、特に18歳未満、18～39歳で大きく増加しています。

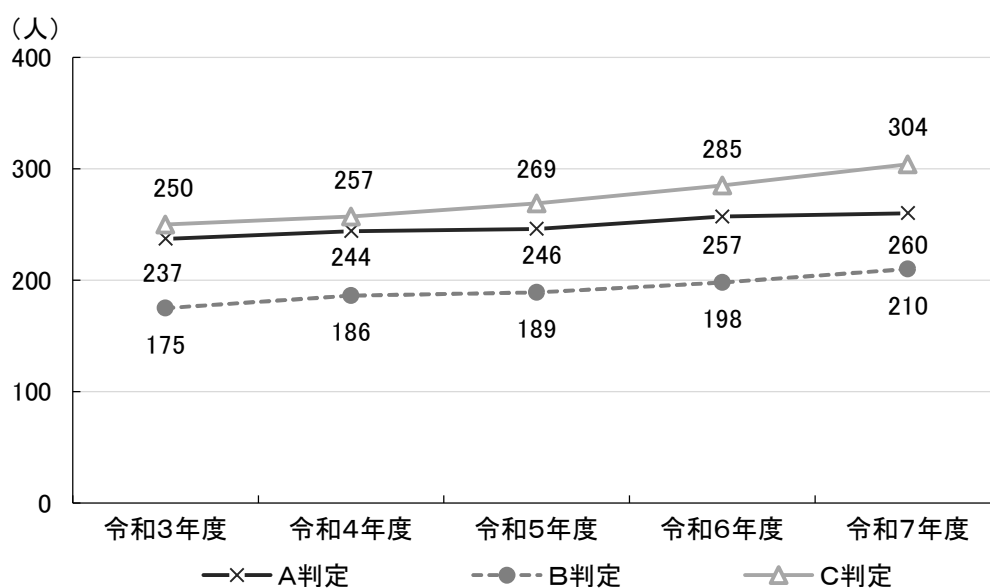
等級別では、重度であるA判定と軽度であるC判定が多くなっています。令和3年から令和7年の推移をみると、いずれの等級でも増加していますが、特にC判定で大きく増加しています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日）

■等級別療育手帳所持者数の推移



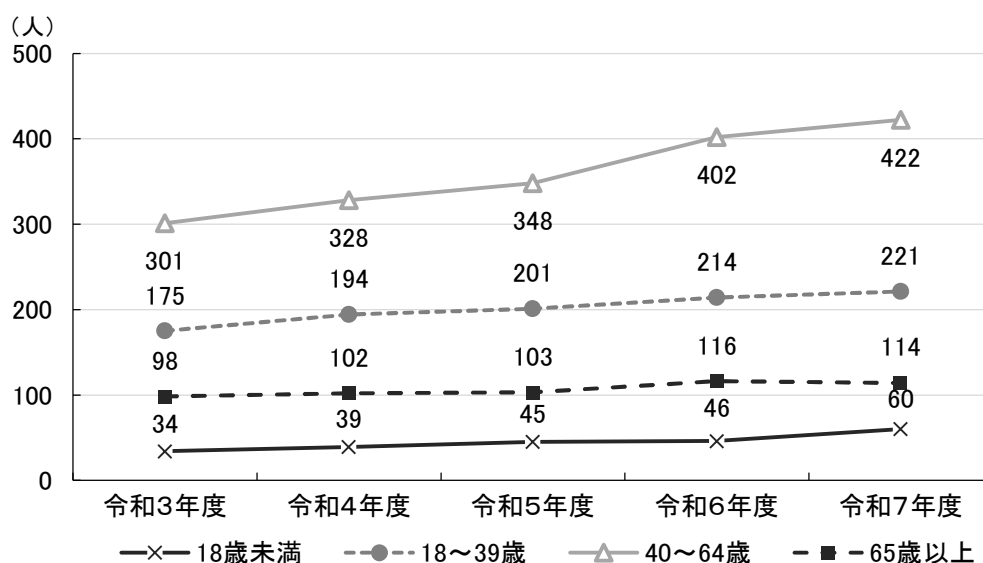
資料：福祉課（各年4月1日）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年齢別では40～64歳が最も多く、次いで18～39歳となっています。令和3年から令和7年の推移をみると、いずれの年齢層でも増加していますが、特に40～64歳、18～39歳で大きく増加しています。

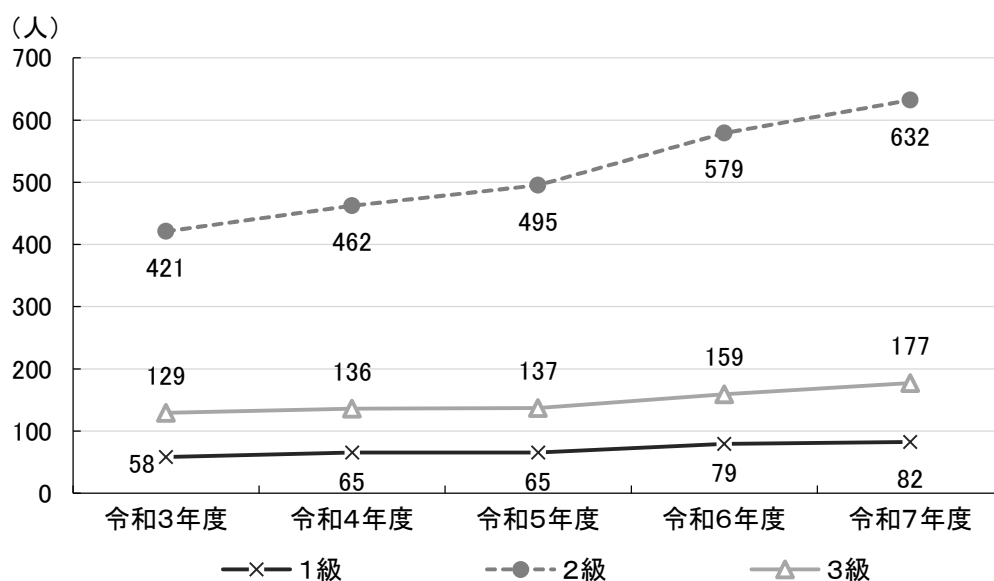
等級別では、2級が最も多く、次いで3級となっています。令和3年から令和7年の推移をみると、いずれの等級でも増加していますが、特に2級で大きく増加しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

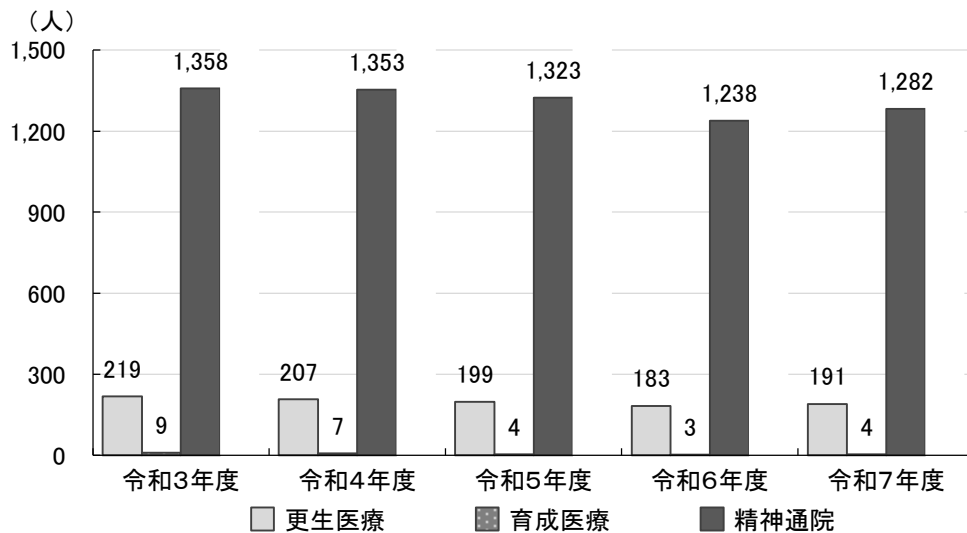


資料：福祉課（各年4月1日）

（４）自立支援医療利用者数

自立支援医療利用者数は、精神通院では令和６年まで減少していましたが、令和７年度では再び増加傾向にあります。更生医療は180～220人台、育成医療は10人以下で推移しています。

■自立支援医療利用者数の推移

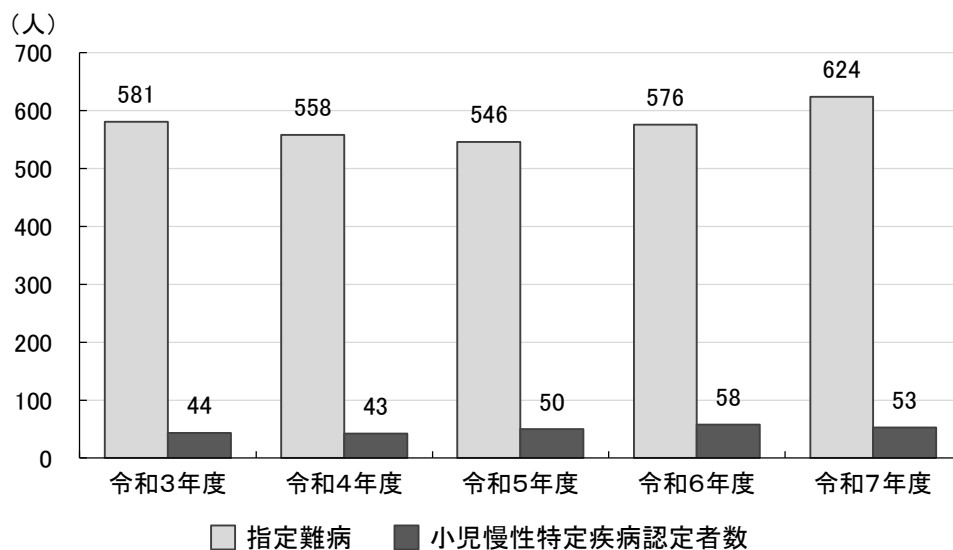


資料：福祉課（各年10月1日）

（５）難病等患者数

指定難病等患者数は、令和５年までは減少傾向にありましたが、その後は再び増加傾向にあります。小児慢性特定疾病認定者数は、令和６年まで増加傾向にありましたが、令和７年は減少傾向に転じています。

■難病等患者数の推移



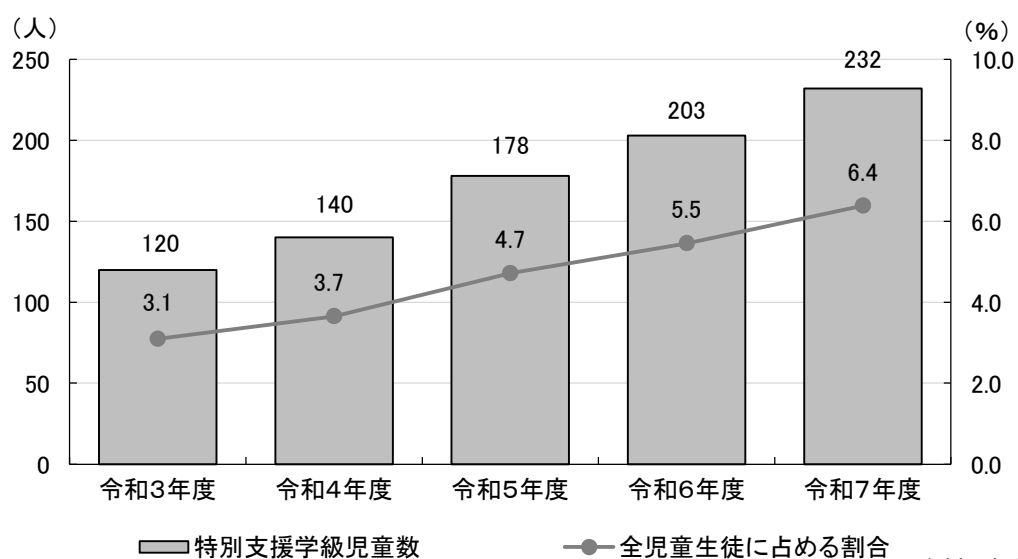
資料：福祉課（各年4月1日）

(1) 特別支援学級

特別支援学級数（小学校）の児童数は、年々増加しており、全児童に占める割合も増加しています。

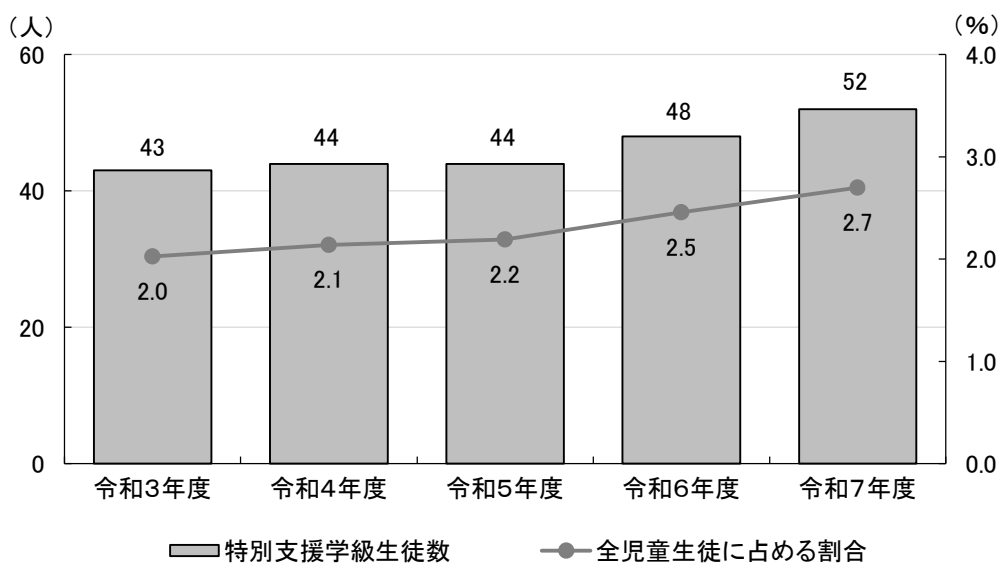
特別支援学級数（中学校）の生徒数も、年々増加しており、全生徒に占める割合も増加しています。

■特別支援学級（小学校）の児童数の推移



資料：福祉課

■特別支援学級数（中学校）の生徒数の推移



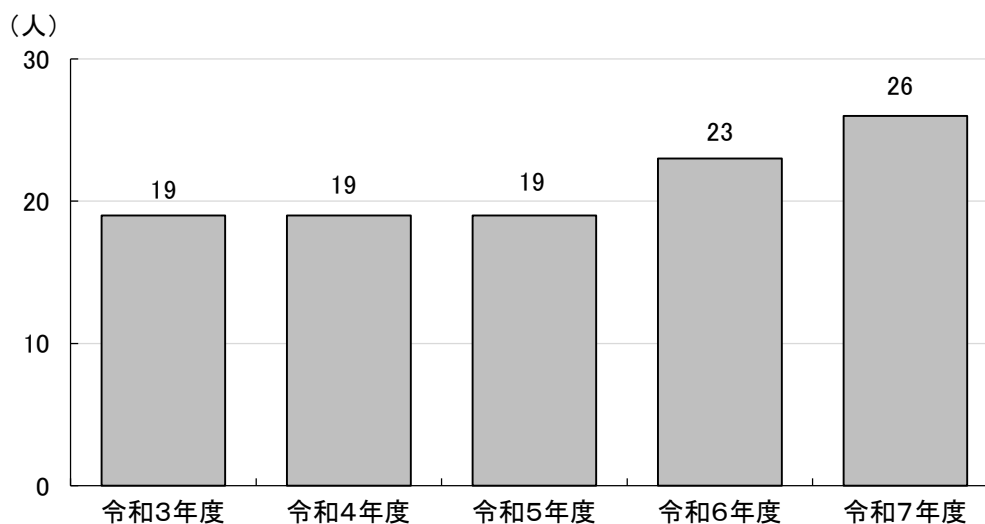
資料：福祉課

(2) 特別支援学校

特別支援学校（初等部）の児童数は、令和5年までは横ばいで推移していましたが、令和6年から増加し、19～26人程度で推移しています。

特別支援学校（中等部）の生徒数は、年度によって増減し、13～18人程度で推移しています。

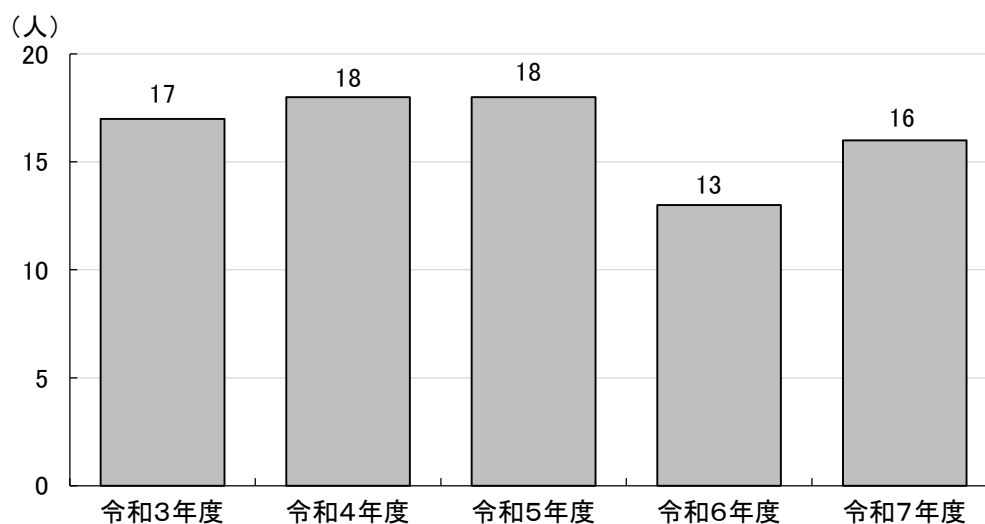
■特別支援学校（初等部）の児童数の推移



■特別支援学校の在籍者数（初等部）

資料：福祉課

■特別支援学校（中等部）の生徒数の推移



■特別支援学校の在籍者数(中等部)

資料：福祉課

4

前回計画の目標の達成状況

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

【障害福祉計画】

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数の削減数と、施設入所から地域生活へ移行する人数は目標を達成していません。

項 目	数値	現状値（令和7年度）
令和4年度末の施設入所者数	35 人	
施設入所者	【目標値】 31 人	35 人
施設入所者の削減数	【目標値】 2 人	0 人
施設入所から地域生活へ移行する人数	【目標値】 3 人	0 人

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数は目標を達成していません。

区 分	目標（令和8年度）	現状（令和7年度）
地域生活支援拠点等の設置か所数	1 か所	1 か所
コーディネーターの配置数	1 か所	1 か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に 向けた検証及び検討の実施回数	年3回	年1回
強度行動障害を有する障害者への支援体制 の整備【新規】	有	有

(3) 福祉施設から一般就労への移行など

数値が決定次第加筆いたします。

区 分		目標（令和8年度）	現状（令和7年度）
①就労移行支援事業等から一般就労への移行者数		26 人	●人
	ア就労移行支援事業からの移行者数	16 人	●人
	イ就労継続支援 A 型事業からの移行者数	6 人	●人
	ウ就労継続支援 B 型事業からの移行者数	4 人	●人
②一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合		65%	●%
③就労定着支援事業利用者数		9 人	11 人
④就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合		100%	●%

(4) 相談支援体制の充実・強化等

すべての項目において、目標を達成しています。

区 分	目標（令和8年度）	現状（令和7年度）
基幹相談支援センターの設置	有	有
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有	有

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

目標を達成しています。

区 分	目標（令和8年度）	現状（令和7年度）
障害福祉サービス等の質の確保	確保	確保

【障害児福祉計画】

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

現状が決定次第加筆いたします。

項 目	目標（令和8年度）	現状（令和7年度）
①児童発達支援センターの設置	市で設置継続※	●
②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	市内に確保	設置済
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	市内に確保	0
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内に確保	確保済
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市で設置継続	設置済
⑥医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	市内に2人を維持	配置済

※中核的な支援機能を有する体制は整備済

5

障害福祉サービスの提供状況

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

※令和8年度の実績については、8月時点の状況に基づき記載しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者等が在宅でより生活しやすくするためのサービスです。

重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	人	100	91	102	84	104	104
	時間	2,480	2522	2,529	2,510	2,579	2,576
	平均時間数	24.8	27.7	24.8	29.8	24.8	24.7
重度訪問介護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	425	303	425	289	425	316
	平均時間数	425	303	425	289	425	316
同行援護	人	5	5	5	5	5	7
	時間	32	40	32	38	32	49
	平均時間数	6.4	8.0	6.4	7.6	6.4	7.0
行動援護	人	1	1	1	0	1	0
	時間	7	4	7	0	7	0
	平均時間数	7.0	4.0	7.0	0.0	7.0	0.0
重度障害者等 包括支援	人	1	0	1	0	1	0
	時間	425	0	425	0	425	0
	平均時間数	425	0	425	0	425	0

(2) 日中活動系サービス

数値が決定次第加筆いたします。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	人	185	167	187	164	189	161
	日	3,668	3,252	3,707	3,214	3,747	3,152
	平均日数	19.8	19.4	19.8	19.5	19.8	19.5
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	1	0	1	0
	日	23	0	23	0	23	0
	平均日数	23.0	0	23.0	0	23.0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	3	2	3	1	3	1
	日	65	18	65	5	65	4
	平均日数	21.7	9.0	21.7	5.0	21.7	4.0
就労選択支援	人	-	-	1	1	1	1
	日	-	-	5	2	5	4
	平均日数	-	-	5.0	2.0	5.0	4.0
就労移行支援	人	25	27	27	26	29	28
	日	442	466	477	436	513	507
	平均日数	17.7	17.2	17.7	16.7	17.7	18.1
就労継続支援 (A型)	人	59	57	62	64	65	67
	日	1,179	1,141	1,239	1,235	1,299	1,253
	平均日数	20.0	20.0	20.0	19.2	20.0	18.7
就労継続 支援 (B型)	人	174	204	192	225	211	237
	日	3,060	3,437	3,376	3,892	3,710	4,217
	平均日数	17.6	20.0	17.6	17.2	17.6	17.7
就労定着支援	人	16	11	18	10	20	12
療養介護	人	14	15	15	16	16	16
短期入所 (福祉型)	人	45	32	45	32	45	●
	日	151	109	151	118	151	●
	平均日数	3.6	3.4	3.6	3.6	3.6	●
短期入所 (医療型)	人	4	3	5	1	6	●
	日	32	13	40	11	48	●
	平均日数	8.0	4.3	8.0	11.0	8.0	●

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設で住まいの場を提供するサービスです。

自立生活援助については利用実績がありませんでした。共同生活援助は実績値が計画値を上回っています。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人	64	76	67	90	70	95
施設入所支援	人	34	31	33	28	32	27

(4) 相談支援

相談支援サービスは、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

計画相談支援、地域移行支援では実績値が計画値を下回っています。地域定着支援については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人	80	78	86	84	92	78
地域移行支援	人	2	0	2	1	2	1
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

(5) 相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

数値が決定次第加筆いたします。

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	3	●	3	●	3	●
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	2	●	2	●	2	●
地域の相談機関との連携強化のための取組の実施回数	回	14	●	14	●	14	●
個別事例の支援内容の検証実施回数	人	2	●	2	●	2	●
主任相談支援専門員の配置人数	人	3	●	3	●	3	●

②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

数値が決定次第加筆いたします。

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	10	●	10	●	10	●
参加事業者・機関数	—	85	●	85	●	85	●
専門部会の設置数	—	5	●	5	●	5	●
専門部会実施回数	回	10	●	10	●	10	●

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数については、実績値が計画値を下回っています。

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加	回	3	1	3	1	3	1
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	－	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数	回	12	1	12	1	12	1

(7) 発達障害者等に対する支援

①ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等

数値が決定次第加筆いたします。

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
ペアレント・トレーニング やペアレント・プログラム 等の支援プログラム等の年 間受講者数	人	18	●	18	●	18	●
ペアレント・トレーニング やペアレント・プログラム 等の支援プログラム等の実 施者数	人	6	●	6	●	6	●
ペアレント・メンターの人 数	人	10	●	10	●	10	●
ピアサポーターの人数	人	11	●	11	●	11	●

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

数値が決定次第加筆いたします。

区分			令和6年度		令和7年度		令和8年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人		2	0	2	0	2	0
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人		1	0	1	0	1	0
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人		13	0	13	0	13	0
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人		1	0	1	0	1	0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人		1	0	1	0	1	0
地域移行に伴う基盤整備量			令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量：2人					
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回		1	0	1	0	1	14
保健、医療（精神科・精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数）	保健	人	1	0	1	0	1	1
	福祉	人	10	0	10	0	10	3
	介護	人	1	0	1	0	1	2
	精神医療	人	2	●	2	●	2	●
	精神科以外医療	人	1	●	1	●	1	●
	当事者	人	1	0	1	0	1	0
	家族等	人	1	0	1	0	1	0
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	協議の場の目標	—	精神障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実					
		—	個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の推進					
		—	あおみJセンターと連携した、家族懇談会の開催等の支援の充実					
	協議の場の実施回数	回	1	1	1	1	1	2

(9) 障害児通所支援事業

障害者通所支援事業は、障害児が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、年齢や障害特性に応じた専門的な支援を提供するサービスです。

児童発達支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置、令和7年度及び令和8年度の障害児相談支援については、実績値が計画値を上回っています。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数、配置数)

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	人	86	78	86	95	86	103
	日	430	514	430	560	430	613
	平均日数	5.0	6.5	5.0	5.8	5.0	5.9
放課後等 デイサービス	人	307	264	322	286	338	307
	日	1,774	2,312	1,860	2,602	1,953	2,830
	平均日数	5.8	8.7	5.8	9.0	5.8	9.2
保育所等訪問支援	人	120	133	130	147	140	174
	日	120	133	130	147	140	174
	平均日数	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1	1	1	1
	日	7	3	7	3	7	3
	平均日数	7.0	3.0	7.0	3.0	7.0	3.0
障害児相談支援	人	45	45	47	51	49	50
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置	人	2	3	2	3	2	3

(10) 子ども・子育て支援事業

数値が決定次第加筆いたします。

(単位：1年あたりの利用者数)

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
保育所	人	99	●	99	●	99	●
幼稚園	人	65	●	65	●	65	●
認定こども園	人	19	●	19	●	19	●
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童ク ラブ)	人	124	●	124	●	124	●
にじの学園	人	16	●	16	●	16	●
早期療育親子 支援事業(のん のん)	人	41	●	41	●	41	●

(11) 地域生活支援事業

数値が決定次第加筆いたします。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	か所	2	2	2	2	2	2
自発的活動支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	●	1	●	1	●
基幹相談支援センター	か所	1	●	1	●	1	●
地域自立支援協議会	か所	1	●	1	●	1	●
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	●	1	●	1	●
コミュニケーション支援事業							
手話通訳設置事業	人	7	6	7	4	7	●
手話通訳者派遣事業	人	22	17	22	48	22	●
要約筆記者派遣事業	人	1	0	1	0	1	●
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	7	7	7	6	7	●
自立生活支援用具	件	9	6	9	6	9	●
在宅療養等支援用	件	26	14	32	6	40	●
情報・意思疎通支援用具	件	5	4	5	5	5	●
排泄管理支援用具	件	1,222	1,223	1,222	1,318	1,222	●
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	1	1	1	●

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
手話奉仕員養成研修事業		か所	7	6	8	6	9	
移動支援事業		人	125	80	131	77	137	
		時間	1,116	1,034	1,170	1,083	1,223	
地域活動支援センター事業		人	14	12	14	10	14	
		日	1	1	1	1	1	
訪問入浴サービス事業		人	14	8	16	11	18	
		日	67	45	79	59	89	
生活訓練等事業		人	6	10	6	12	6	
日中一時支援事業		人	158	133	160	116	162	
		日	241	230	245	281	250	
巡回支援 専門員整備事業	巡回支援	回	35	40	35	102	35	
	支援者向け講習会	回	10	11	10	17	10	
	保護者向け講習会	回	12	18	12	9	12	
	発達相談	回	250	686	250	981	250	
レクリエーション等活動等 支援事業		人	85	51	85	36	85	
芸術文化活動振興事業		人	70	39	70	49	70	
声の広報発行事業		人	7	4	7	4	7	
奉仕員養成研修事業		人	9	8	9	7	9	
複数市町村における意思疎 通支援の共同実施促進事業		人	7	3	7	1	7	
補装具費給付事業			100	93	105	103	110	

6

アンケート結果の概要

本計画の改定にあたり、障害福祉に関する現状や課題などを把握し計画策定に活かすため、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

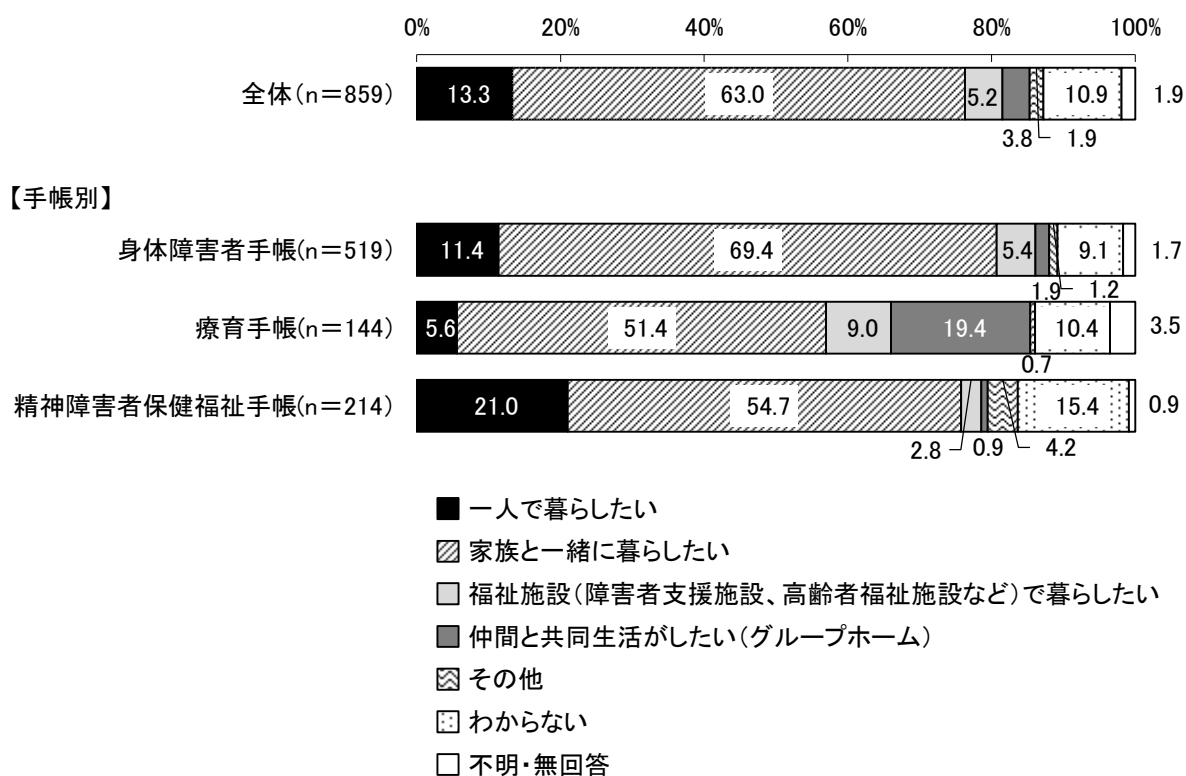
対象者	調査期間	調査対象数	調査手法	回収率
障害当事者 (18歳以上)	令和8年 4月28日～ 5月15日	1,700件	郵送配布、 郵送回収、 WEB回答	50.5%
障害児通所支援事業利用者 (18歳未満)		300件		60.3%

※障害当事者(18歳以上)を「障害者」、障害児通所支援事業利用者(18歳未満)を「障害児」とします。

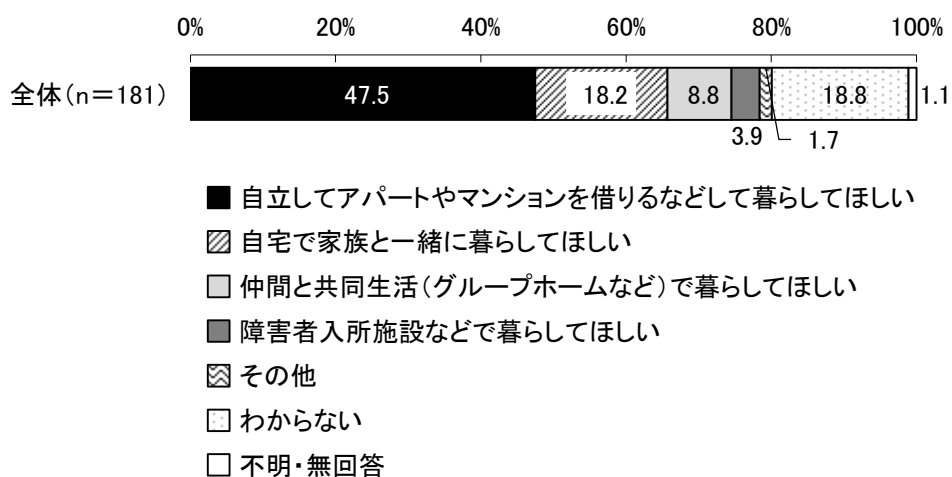
(1) 暮らしや生活支援について

今後の暮らしの意向について、障害者全体で「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、次いで、「一人で暮らしたい」となっています。手帳別でみると、療育手帳所持者で「福祉施設（障害者支援施設、高齢者福祉施設など）で暮らしたい」、「仲間と共同生活がしたい（グループホーム）」が他と比べて高くなっています。障害児では、「自立してアパートやマンションなどを借りるなどして暮らしてほしい」が最も高く、次いで「自宅で家族と一緒に暮らしてほしい」となっています。

■今後の暮らしの意向（障害者）



■今後の暮らしの意向（障害児）

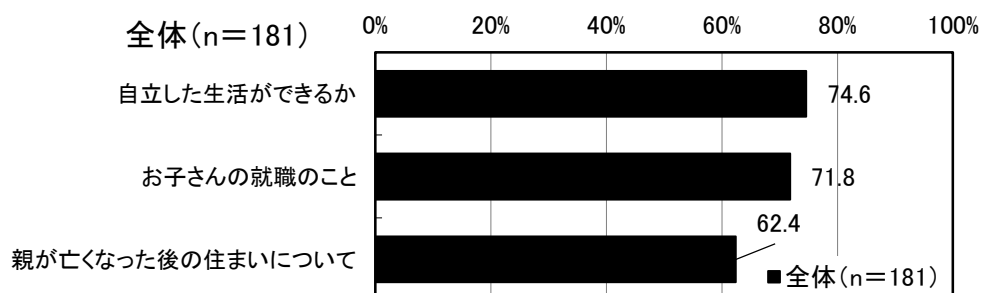


悩みごとについて、障害者で「自分の健康や治療のこと」が最も高く、次いで「医療費、生活費など経済的なこと」、「緊急時や災害時のこと」となっています。障害児では、「自立した生活ができるか」が最も高く、次いで「お子さんの就職のこと」、「親が亡くなった後の住まいについて」となっています。

■悩みごと：上位3位（障害者）



■悩みごと：上位3位（障害児）



※障害者と障害児では選択肢が異なります。

障害福祉サービスの今後の利用意向は、障害者で「計画相談支援」が最も高く、次いで「短期入所」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」となっています。障害児では、「放課後等デイサービス」が最も高く、次いで「就労選択支援」、「障害児相談支援」となっています。

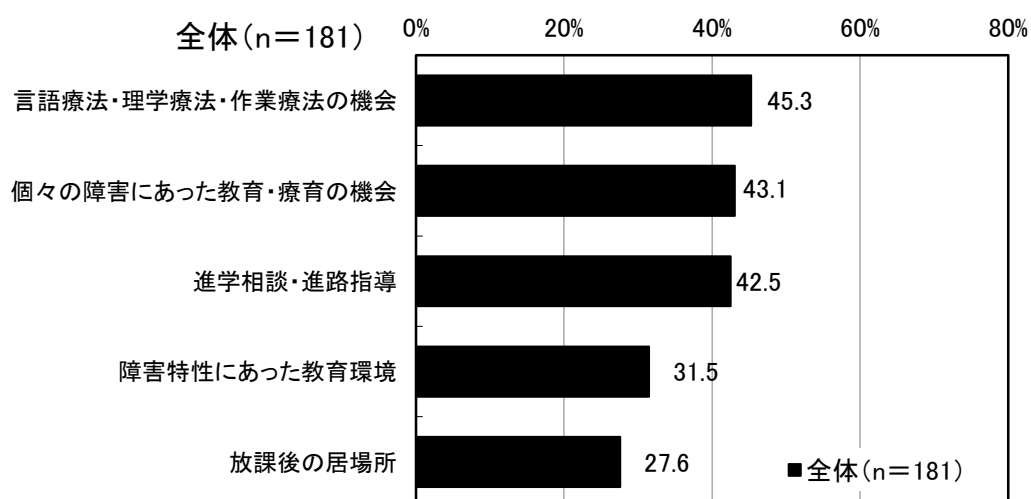
■障害福祉サービスの今後の利用意向（上位3位）

	障害者 (n=859)	障害児 (n=181)
1	計画相談支援 (37.6%)	放課後等デイサービス (81.8%)
2	短期入所 (36.2%)	就労選択支援 (61.3%)
3	自立訓練（機能訓練・生活訓練） (33.6%)	障害児相談支援 (59.1%)

（２）障害児支援について

今後、障害のある子どもの支援について充実させてほしいものについて、「言語療法・理学療法・作業療法の機会」が最も高く、次いで「個々の障害にあった教育・療育の機会」、「進学相談・進路指導」となっています。

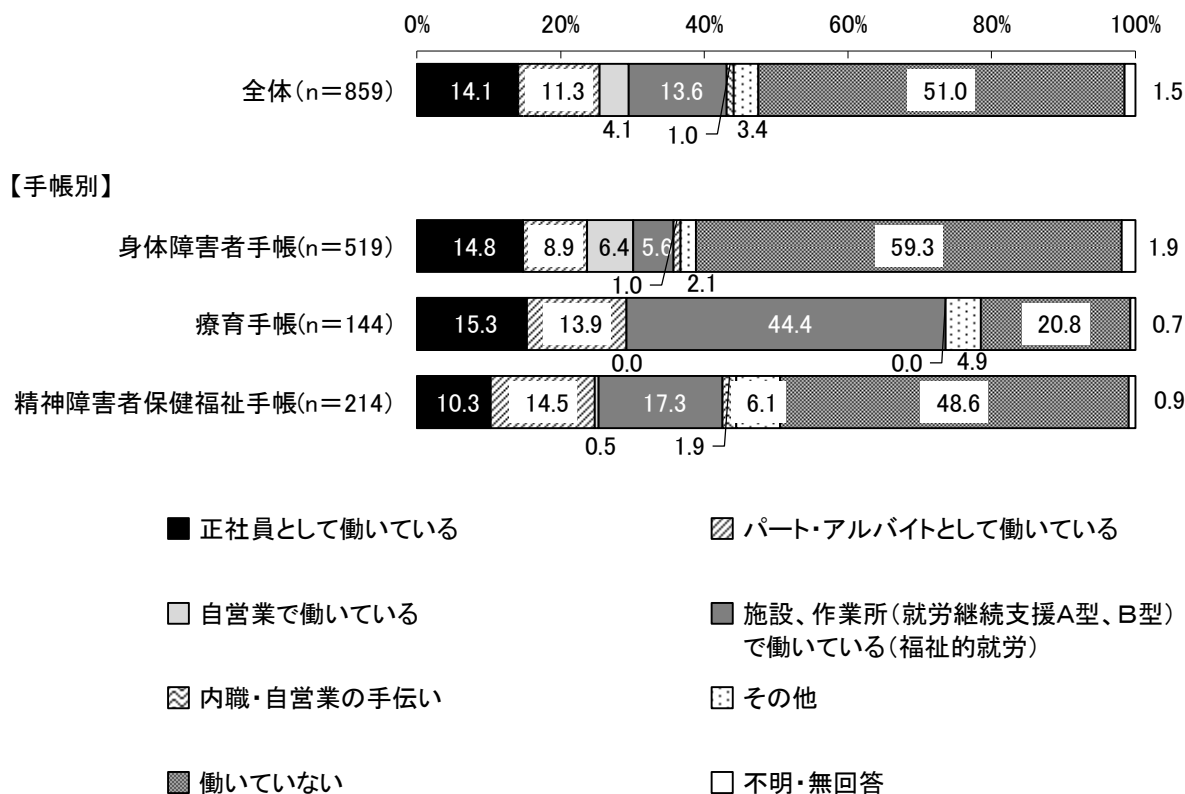
■障害児支援について今後充実させてほしいもの（上位5位）



(3) 就労について

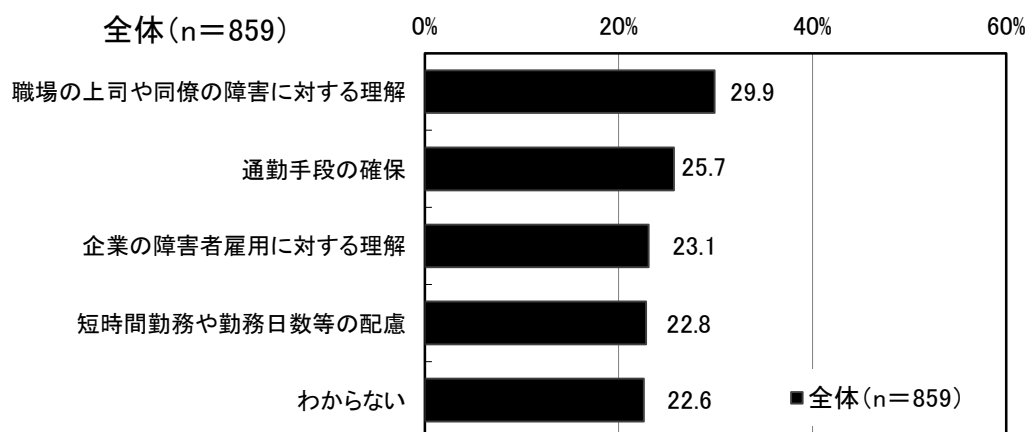
収入を得る仕事の状況は、障害者全体で、「働いていない」が最も高くなっています。手帳別でみると、療育手帳所持者で「施設、作業所（就労継続支援A型、B型）で働いている（福祉的就労）」が他と比べて高くなっています。

■収入を得る仕事の状況



就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」が最も高く、次いで「通勤手段の確保」、「企業の障害者雇用に対する理解」となっています。

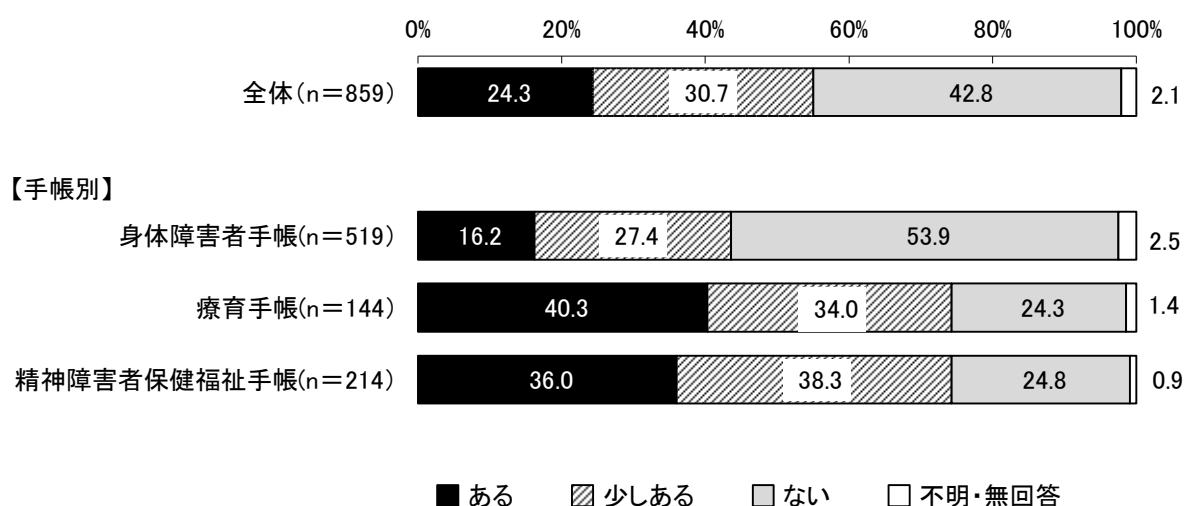
■就労支援として必要なこと（上位5位）



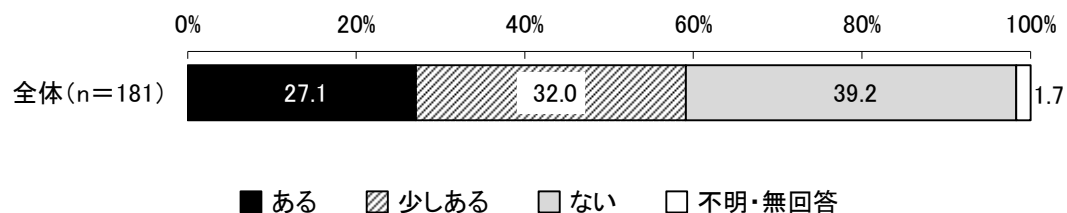
（４）障害理解や地域共生について

障害があることで嫌な思いをすることは、障害者全体で、『ある』が5割台、「ない」が4割台となっています。手帳別でみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で『ある』が他と比べて高くなっています。障害児では、『ある』が約6割、「ない」が約4割となっています。

■障害があることで嫌な思いをすること（障害者）

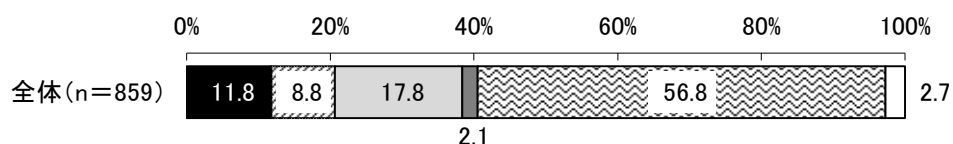


■障害があることで嫌な思いをすること（障害児）

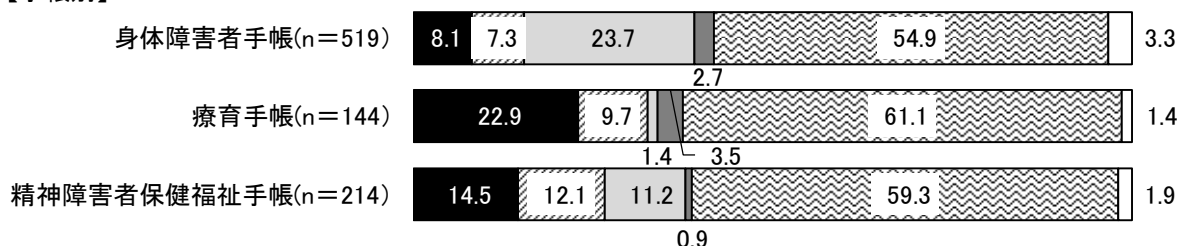


成年後見制度の利用意向について、障害者全体で、「わからない」を除くと、「利用する必要がない」が最も高くなっています。手帳別でみると、療育手帳所持者で「利用したい」が2割台と、他と比べて高くなっています。障害児では、「わからない」を除くと「利用させたい」が1割台となっています。

■成年後見制度の利用意向（障害者）

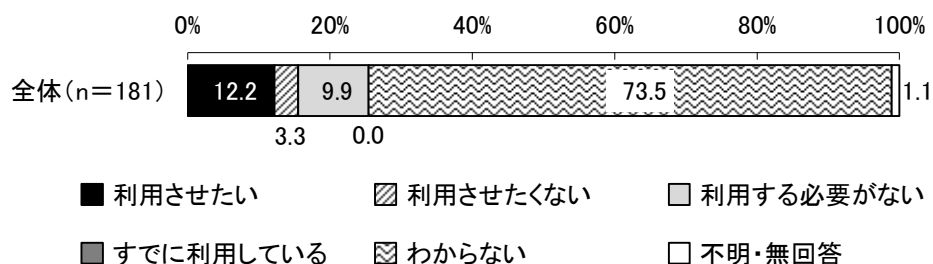


【手帳別】



■ 利用したい ■ 利用したくない ■ 利用する必要がない
■ すでに利用している ■ わからない ■ 不明・無回答

■成年後見制度の利用意向（障害児）



■ 利用させたい ■ 利用させたくない ■ 利用する必要がない
■ すでに利用している ■ わからない ■ 不明・無回答

（５）障害福祉施策全般について

障害者福祉施策で重点的に取り組んでほしいことは、障害者で「手当などの経済的な援助の充実」が最も高く、次いで「災害時の支援」、「相談しやすい窓口の設置」となっています。障害児では、「障害のある人の就労支援」が最も高く、次いで「手当などの経済的な援助の充実」、「毎日の生活を手助けするサービスの充実」となっています。

■障害者福祉施策で重点的に取り組んでほしいこと（上位３位）

	障害者 (n=859)	障害児 (n=181)
1	手当などの経済的な援助の充実 (33.1%)	障害のある人の就労支援 (43.6%)
2	災害時の支援 (26.9%)	手当などの経済的な援助の充実 (36.5%)
3	相談しやすい窓口の設置 (25.0%)	毎日の生活を手助けするサービスの充実 (28.2%)

7

ヒアリング結果の概要

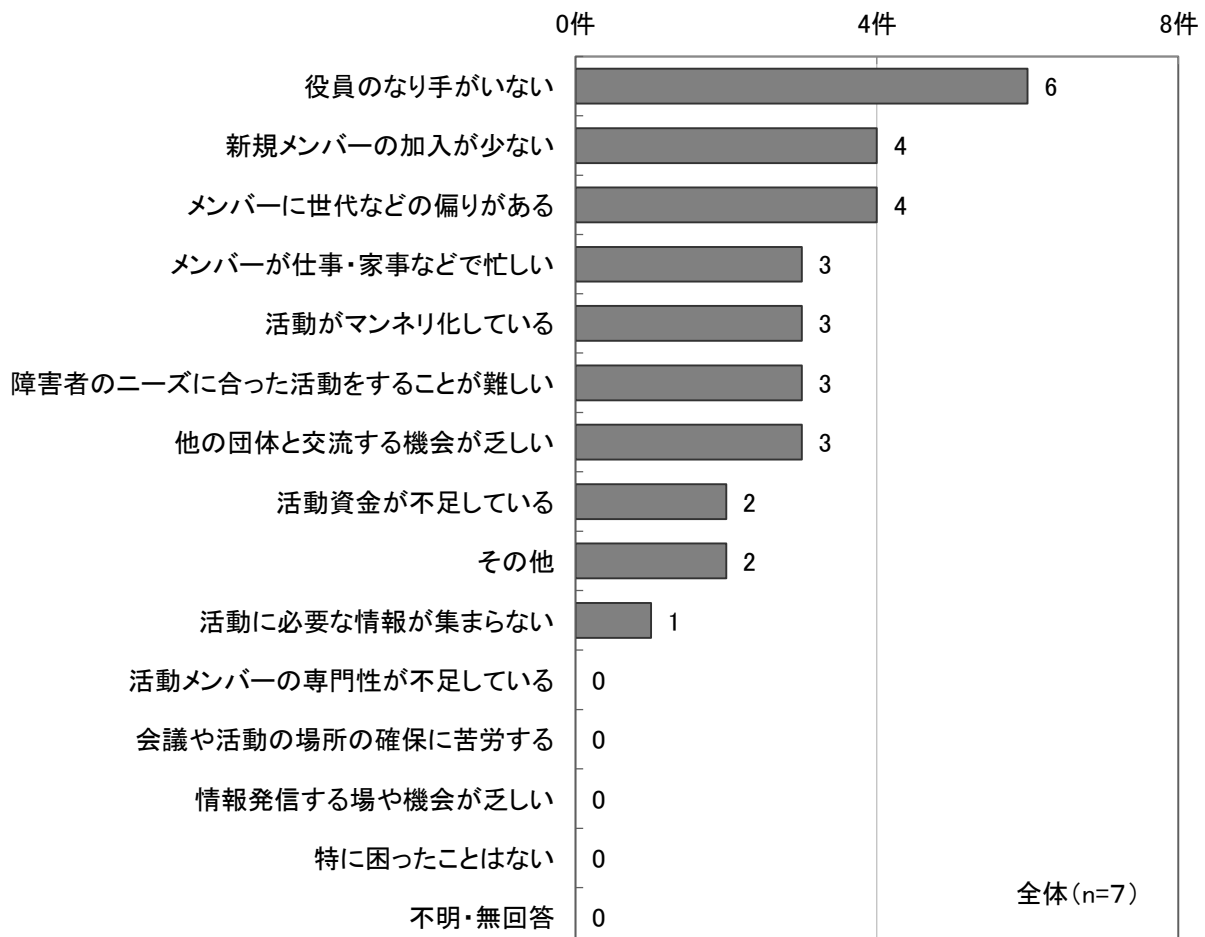
「へきなん障害者ハーモニープラン」の改定にあたり、当事者や支援者により近い視点から障害福祉に関する現状や課題などを把握し、施策検討、計画策定に活かすためヒアリング調査を実施しました。

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
碧南市内で活動する 障害者福祉に関する 団体、事業所等	令和8年 5月14日～ 5月29日	44団体	ヒアリングシートの 直接配布、直接回収

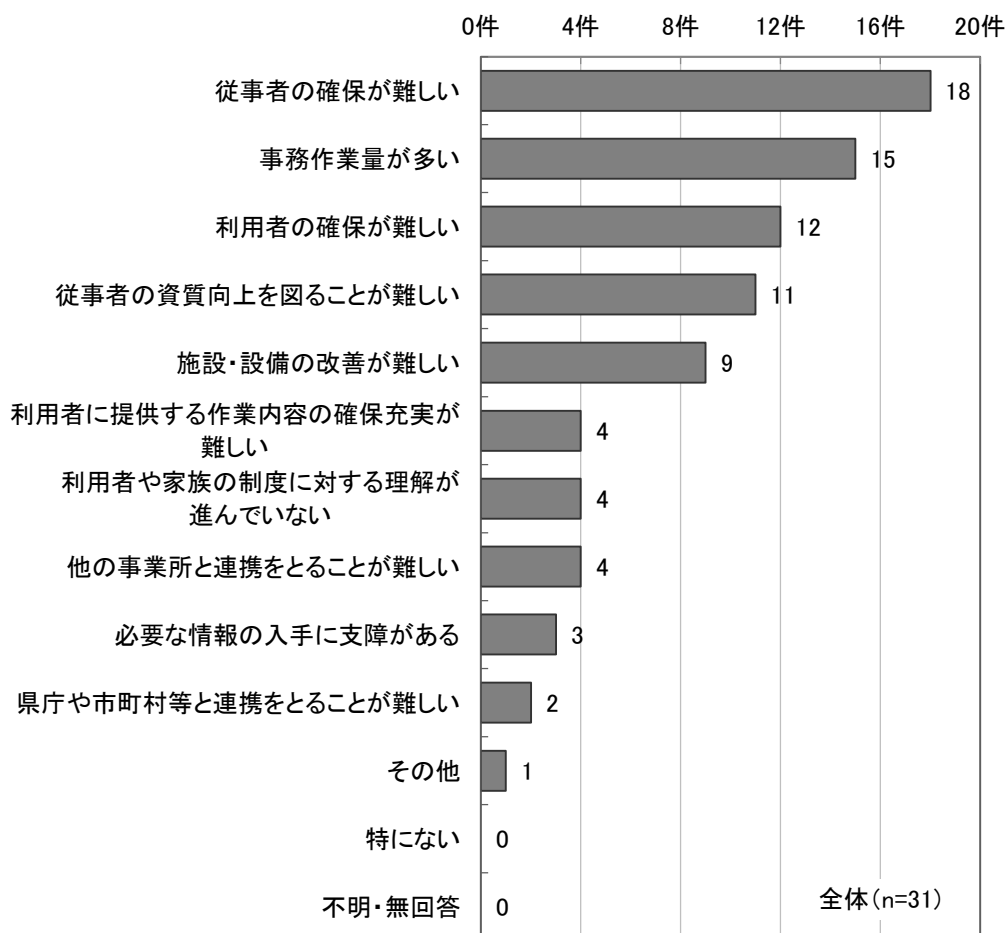
(1) 団体活動について（団体への調査）

団体が活動するにあたっての課題や問題点は、「役員のなり手がいない」が最も高く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」、「メンバーに世代などの偏りがある」となっています。半分以上の団体で、役員のなり手がいないことが課題となっています。

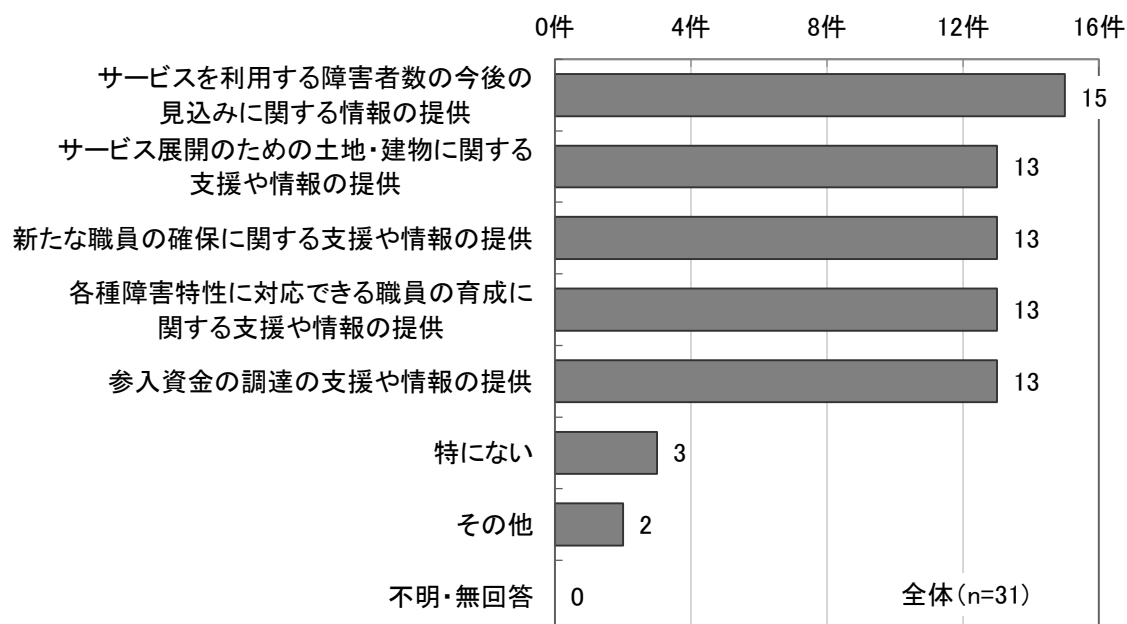


（２）事業所の運営について（事業所への調査）

円滑な事業運営を進めていく上での問題は、「従事者の確保が難しい」が最も高く、次いで「事務作業量が多い」、「利用者の確保が難しい」となっています。人材の確保が多く、事業所の課題となっています。



今後、事業所の新規参入や定員の拡充などのため行政として必要なことは、「サービスを利用する障害者数の今後の見込みに関する情報の提供」が最も高く、次いで「サービス展開のための土地・建物に関する支援や情報の提供」、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」となっています。



(3) 不足しているサービスや支援について（事業所への調査）

- 放課後等デイサービスの利用後の行き先（就労先）が少ない。
- 事業所、自治体との情報共有。世代や状態の変化で、利用するサービスが変わる際のアセスメントの取り直しになる事が課題と考える。
- 車椅子の方でも出来る事はたくさんあるが、実際は排泄の援助等で受け入れが難しい。当事業所では受け入れしているが、加算もなく、スタッフが一人その方にかかりきりになってしまう現状があるので、他施設では受け入れが難しいのではないかとと思われる。
- 移動支援について、人件費と単価のバランスが悪く、収支が取れない事もあり、積極的に受け入れ可能な事業所の減少につながっていると思う。
- サービス利用を希望される方に対する受給者証発行までのスピード感が不足している。対応する人員の多忙が原因かと思われる。
- 重度な方も受け入れられるグループホーム。
- 高齢者の方の移動に関するサービス。
- 日中一時（土日）のサービスを利用したい方が大勢いるが、人件費の上昇（最低賃金の引き上げや給料アップ）により、市から得られる利用者の単価が低いいため、なかなか厳しい。

い。利用者の利用人数が少ない月は赤字になったりする。

○土日の余暇支援が不足している。移動支援、日中一時支援の報酬単価が安く、人件費とのバランスが取れない。

（４）分野別の課題について（団体への調査）

① 保健・医療について

○昔と比べて相談機関や療育も充実しているように感じる。分かりづらい障害の子どもは対応が難しく、不登校の人数が増えていますが、そのような子ども達への早期対応を考えていけると良い。

② 生活環境の整備について

○災害時の避難所について、体育館だけでなく、あらかじめ福祉的に利用できるスペースについて考えてもらえると有難い。

③ 相談・情報提供について

○支援体制等は充分充実してきているように感じるが、防災など会議などでよく個人情報保護法の件があり、障害のある方が自分の地域にどのくらいいるのか、地域の方が興味を示してくれても話が進まないことが多々あるので、何か良い方法を考えたい。

④ 住まい・住宅の確保について

○グループホーム等の施設も不足していると感じているが、人手も足りていないと感じるので、住まいの確保以前に、働いてくれる人手を増やすことを考えた方が良いのではと思う。

⑤ 雇用・就労について

○障害者に対する理解を深めてもらう機会が必要だと思う（どのようなことができるのか等）。体験会等も以前開催されていたと思うが、企業の方に知ってもらうこと、興味を持ってもらう取り組みができれば嬉しい。

⑥ 災害時の支援について

○なるべく避難所ではなく、別の方法で避難（身の安全を守る）することを考えてもらうように会のメンバーには伝えているが、個人的に、避難所の中での支援体制を整えるように活動している。発災後のサービスについては、自分達でできる限り備えられるように伝えたいと思う。

○大勢の人が同一場に避難した場合、重度障害者が不自由をする。ダンボールのトイレは使

えないだろう。一刻も早く福祉避難所への移送をお願いしたい。

⑦ 障害への理解と交流について

○個人的に障害者への理解を求める為に、各地域の防災の会議へ出席している。なるべく地域の活動に顔を出し、地域とのつながりを作って行こうと考えている。

⑧ 教育・保育について

○進路相談や就労相談など、会で講習や施設見学を企画できると良いと思うが、新しくできる事業所等があったら、親の会にも情報を共有してもらえるシステムがあるとありがたい。

⑨ スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動について

○いろいろと参加できるものがあれば情報をいただきたい。

8

前回計画の評価

前回計画の取り組みを評価するため、各施策や計画内容について、関係課及び社協に調査を実施し、進捗状況を把握しました。評価の判定区分はA～Dの4段階となっており、以下のような内容となっています。

■評価の判定区分

A	順調に進んでいる
B	概ね順調だが、改善の余地あり
C	事業の大幅な改善が必要
D	実施していない

基本目標1 生活支援

A評価が90.9%、B評価が9.1%となっています。

〔方向性1 相談支援の充実〕

A評価が100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・身近な相談窓口体制の整備としては、碧南市障害者相談支援事業や相談支援事業所との連携により、全障害に対応した総合した相談支援を行うとともに、基幹相談支援センターを中心とした他機関等との連携、障害特性に対する専門的な相談対応などを行いました。（福祉課）
- ・相談支援体制の強化としては、基幹相談支援センターを中心として各関係機関との連携や、困難ケース等に対する専門的な相談対応を行い、また相談支援事業所情報交換会や個別のケース会議などの機会を用いて、地域課題の把握に努めました。（福祉課）
- ・地域自立支援協議会の充実としては、基幹相談支援センターにより、地域自立支援協議会の作業部会の運営を行うことで、地域内の関係機関の核となり、諸課題の協議の場の充実を図っている。（福祉課）

〔方向性2 地域生活を支援するサービスの提供〕

A評価が80.0%、B評価が20.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・障害福祉サービス等の充実としては、障害福祉サービス等利用計画を精査し適切なサービス提供を確認するとともに、障害福祉サービス事業所への制度に関する問い合わせ対応や実地指導を行いました。（福祉課）

【B評価】

- ・新規の地域密着型サービスの指定において共生型サービスの指定はなかったため、今後も情報収集に努めながら、適切なサービスの提供をしていきます。（福祉課）

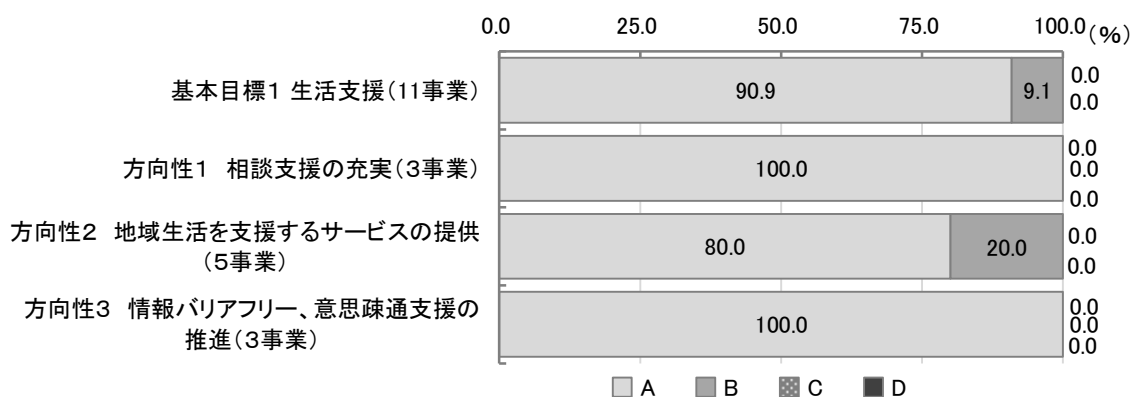
〔方向性3 情報バリアフリー、意思疎通支援の推進〕

A評価が100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・手話通訳者等の設置事業や派遣事業を行い、コミュニケーションの支援を行うとともに、社会福祉協議会への委託事業や、高浜市との共同開催による委託事業として、手話通訳者の育成のための研修講座を実施した。また、聴覚障害者に配慮した「手話リンク」を導入し利便性の向上を図りました。（福祉課）
- ・誰もが使いやすい情報の提供については、障害の特性や年齢を考慮し、文書は平易な内容で記載し文字サイズに配慮する等を行っています。また、ホームページの充実を基に、広報紙での市政情報の発信に加え、幅広い世代で利用されているLINEでも情報発信を行っています。（福祉課・秘書課）

■基本目標1の評価



基本目標 2 保育・教育

A評価が 100.0%となっています。

[方向性 1 障害等の早期発見と障害児支援の推進]

A評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・各種健診や相談の実施については、子どもの発達が気になる保護者に対し、心理士、言語聴覚士、作業療法士の発達相談を実施し、子どもと保護者への支援の充実と保健センターや各園、学校等の関係機関との連携を図りました。発達が気になる子に対し、早期療育親子支援事業にて保護者への子ども理解への支援を実施し、必要に応じ、にじの学園や福祉サービスへとつなげました。また、乳幼児健康診査の実施および健診後の電話、訪問等による相談や教室を実施し、必要に応じてこども課等関係機関と連携を図り、早期療育へとつなぎました。(福祉課・こども課・健康課)
- ・障害児通所支援事業等の実施については、障害児支援利用計画等を精査し適切なサービス提供を確認するとともに、障害児通所支援事業所への制度に関する問い合わせ対応や実地指導を行いました。また、相談支援事業所情報交換会や個別のケース会議などの機会を用いて、地域課題の把握と体制整備を実施しました。(福祉課)
- ・児童発達支援センターの確保・充実については、こども部会において、障害児に対する支援施策や生活環境に関する課題についての検討を行うこととしています。また、障害福祉施設の開設等経費の補助事業を実施していますが、令和7年度には補助事業を活用した開設はありませんでした。今後は補助事業を活用した開設が増えるよう、広く周知に努めます。(福祉課)
- ・保護者支援の充実については、発達相談の他、子育てに困り感を持つ保護者に対し、ペアレントプログラムを実施しました。発達が気になる子を持つ保護者に対し、環境調整支援についての研修会を実施しました。(こども課)
- ・障害児を取り巻く環境課題の検討については、こども部会にて、障害児支援の関係者において地域の実情に応じた検討を行っています。令和7年度は児童通所支援事業所検討会を実施しました。(福祉課・学校教育課)

[方向性 2 特別支援教育の推進]

A評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

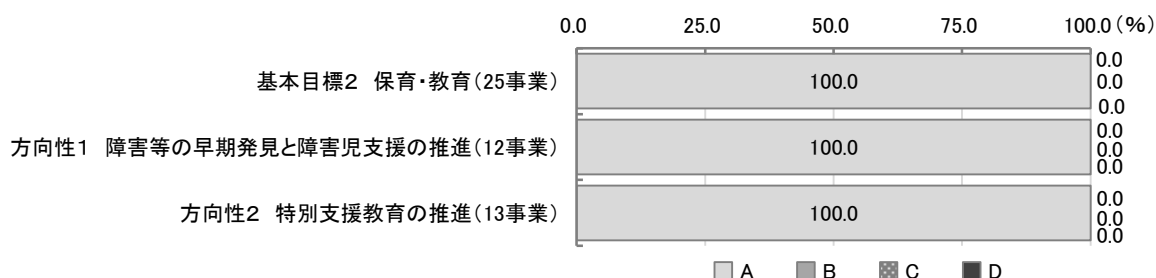
【A評価】

- ・共生教育の実施については、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、教育環境における合理的配慮の推進を図りました。また、通級指導教室の周知を図り、理解を促しました。加えて、特別支援学級児童生徒が通常学級で授

業を行う交流を、個々の実情に応じて計画、実施し、共に学ぶ環境の整備を進めました。通級指導教室が全中学校で開設されました。(福祉課・学校教育課)

- ・ 個別の指導計画等の作成については、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、また各学校に対しサービス利用者の情報の共有を図り、地域の学校等における障害児への支援や、保護者への相談体制の充実を図りました。(福祉課)
- ・ 教育・福祉の連携体制の構築については、障害児相談支援事業や ICF 情報把握・共有システムを使った発達支援普及事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、また各学校に対しサービス利用者の情報の共有を図り、地域の学校等における障害児への支援や、保護者への相談体制の充実を図りました。(福祉課)
- ・ 特別支援教育を担う人材の確保・育成については、児童発達支援ネットワーク研修において、合理的配慮についてや、気になる子どもの特徴とその支援、特別なニーズのある子どもへの支援と支援体制づくりのポイントなどについて研修を実施し人材の育成を図りました。学校と連携し、夏休み期間中に多くの教員が受講できるようにしました。(福祉課・こども課)
- ・ 特別支援教育推進委員会を開催し、各学校のコーディネーターによる実践報告を通して好事例を共有するとともに、自校の支援体制の充実を図りました。また、特別支援教育に携わる職員が各種研修に参加し、障害の特性や適切な支援について学びを深めています。(学校教育課)

■基本目標2の評価



基本目標3 保健・医療

A評価が 100.0%となっています。

〔方向性1 障害等の早期発見と医療体制の充実〕

A評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・各種健診や相談の実施については、医療機関や保健所とのケース会議等で連携を図るほか、保健センター等における各種健康診査事業、各学校やこども園等と連携を図り、障害者やその支援者の状況把握、制度案内等相談対応を行いました。加えて、保健センターで実施する健康診査事業（成人・乳幼児）を実施し、結果に応じて受診勧奨および相談支援を実施しました。（福祉課・健康課）
- ・保健・医療機関との連携については、医療機関等から病院退院に向けてのケース会議等で連携を図るほか、医療機関からの情報提供により病院退院後早期に相談支援を実施しています。また、必要に応じて福祉課、こども課の相談事業等の紹介など連携を図っています。（健康課）
- ・手当・医療費助成等による医療提供の推進については、自立支援医療の給付事業や障害者医療費助成事業の連携に配慮した事業実施に努めました。引き続き、関係機関との連携を図り、適正な事業実施に努めます。（福祉課・国保年金課）

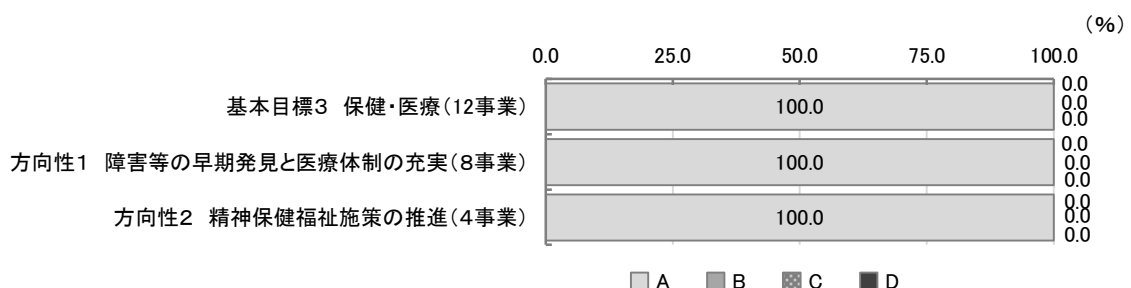
【方向性2 精神保健福祉施策の推進】

A評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、地域生活支援部会にて、精神科の医療機関やグループホーム等の障害福祉サービス事業者により、事例検討などを通して地域課題の検討に努めました。（福祉課）
- ・長期入院者等の地域生活への移行支援については、地域生活支援部会における検討を進める他、基幹相談支援センターを中心として、地域移行、地域定着支援事業等の活用の可能性のある入院中の方の支援や支援方針の検討を行いました。（福祉課）
- ・居場所づくりの支援については、精神障害者の居場所支援事業である「ころころ」を実施し、地域での生活を支える支援の充実を図りました。（福祉課）
- ・当事者活動、家族会活動等の推進については、碧南高浜地域活動支援センターを支援し、あおみJセンターによる家族懇談会を、あいくるで隔月開催しました。また発達障害当事者団体の要望に応じ適宜相談支援を実施しました。加えて、当事者活動の周知のため、手帳交付者に関係団体一覧を配布する等の周知を行いました。（福祉課）

■基本目標3の評価



基本目標4 文化・芸術、スポーツ

A評価が93.8%、D評価が6.3%となっています。

〔方向性1 活動の推進〕

A評価が100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・スポーツ活動の支援については、碧南市スポーツ推進委員会を中心に、地域住民のスポーツ活動の支援として「モルック」の体験会を開催するとともに、令和7年度から「へきなんモルックフェス」を開催しました。碧南市レクリエーション協会等の協力により、スポーツ／パラスポーツに触れる機会の増加を図るため、令和7年度に全国レクリエーション大会 in あいち碧南会場を企画・運営しました。また、パラスポーツとして人気の高いボッチャの大会を碧南市レクリエーション協会とともに開催しました。世界選手権銅メダルを獲得した市内在住のパラ自転車の選手を紹介する記事を、SNSを通じて発信し、パラスポーツの啓発を図りました。（スポーツ課）
- ・文化芸術活動の支援については、心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや芸術文化の振興につながる各種教室や講座等を実施し、参加者の心身のリハビリ及び趣味を広げ、障害者の社会参加と交流の場の拡大を図りました。また、広報及び手帳取得者に対して配布するガイドブックやホームページにて周知を行いました。（福祉課）
- ・講座等の実施については、心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや芸術文化の振興につながる各種教室や講座等を実施し、参加者の心身のリハビリ及び趣味を広げ、障害者の社会参加と交流の場の拡大を図りました。（福祉課）
- ・指導者・ボランティアの確保・育成については、ヘキスポスタッフ、おやじの会、子ども会など多くの関係団体がボランティア活動を実施しています。また、ビーチバレーボールの全国大会やアジア競技大会の予選会、全国レクリエーション大会 in あいち碧南会場など市が主催する大会等において、広くボランティアを募り、ともに大会運営を行うことで、ボランティアの確保・育成を図りました。加えて、指導者向けの研修会を開催し、指導者の育成を図りました。（生涯学習課・スポーツ課）

〔方向性2 環境の充実〕

A評価が100.0%、D評価が11.1%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

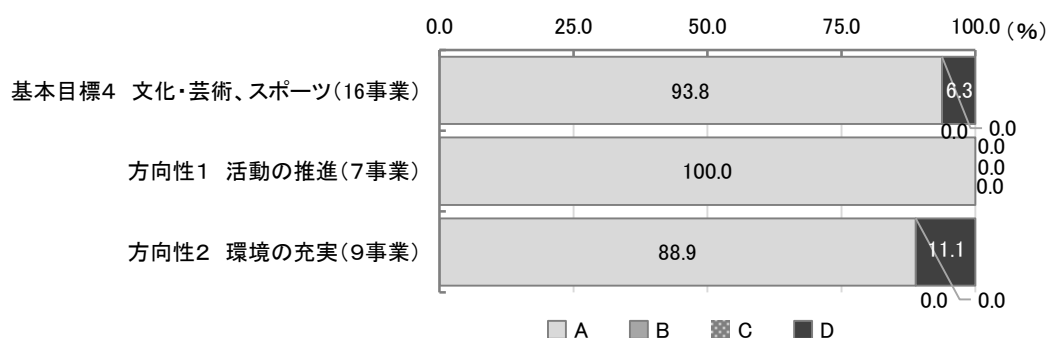
【A評価】

- ・施設のバリアフリー化については、多くの施設でスロープやバリアフリースイレ等が設置されています。各スポーツ施設は老朽化が進んでいるため、必要に応じて修繕を図っ

ており、その際には、障害の有無等に関わりなく利用できるようにバリアフリー化や、男女・年齢等も問わないユニバーサルデザイン化について検討をしながら進めています。
(生涯学習課・スポーツ課)

- ・文化芸術活動等に関する情報提供については、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、誰にとっても情報入手が容易となるよう、市ホームページや広報へきなんにおける合理的配慮の推進を図りました。(福祉課)
- ・講座等への参加の支援については、手話通訳者等派遣事業を行い、コミュニケーションの支援を行うとともに、社会福祉協議会への委託事業や、高浜市との共同開催による委託事業として、手話通訳者の養成・育成のための研修講座を実施しました。また、申し込みに電子申請を導入するなど、負担軽減を進めています。(福祉課・障害学習課)
- ・図書館の利便性の向上については、サピエ図書館（録音図書のデータベース）の会員登録、音声訳ボランティアの養成講座を実施しており、視覚障害者の方等に対面読書や録音図書の提供をする体制が整っています。また、コミュニケーションボードを設置し、聴覚や言葉が不自由な方への対応もスムーズにできるようにしています。(市民図書館)

■基本目標4の評価



基本目標5 雇用・就労

A評価が91.7%、B評価が8.3%となっています。

【方向性1 就労機会の拡大】

A評価が100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・企業での障害者雇用の促進については、ハローワークや地域若者サポートステーションが行うセミナー等の事業について、周知を行い、定期的に意見交換を行う等の支援を行っています。また、商工会議所が主となり運営している労働基準協会に対して、補助金を交付する形で支援しています。(商工課)

- ・主楼支援サービス事業所の充実については、就労支援部会において、就労系の障害福祉サービス事業所の専門性の向上や工賃向上等に活かせる取り組み、事業所情報の整理や発信について検討を進めるとともに、令和7年10月から始まった「就労選択支援」について、適切なサービス提供がなされるよう理解促進を図りました。また、JCの6月例会に参加し、障害福祉サービスの概要説明等を行い、福祉就労への理解促進を図りました。（福祉課）
- ・就労に向けた相談等の支援の実施については、愛知県における障害者雇用率向上のための文書発出を、ハローワークと市長との共同連盟で行っています。令和7年度より、地域若者サポートステーションの相談場所として、課の管理する消費者サポートセンターを提供し、相談支援のより円滑な運営に寄与しています。令和6年度に引き続き、愛知県の事業である女性向け就労相談（ママジョブ愛知就労相談）・ミドルシニア就労相談（生涯現役支援事業）にも協力し、多様な就業機会の窓口を提供しています。（商工課）

〔方向性2 多様な就労環境の整備〕

A評価が85.7%、B評価が14.3%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

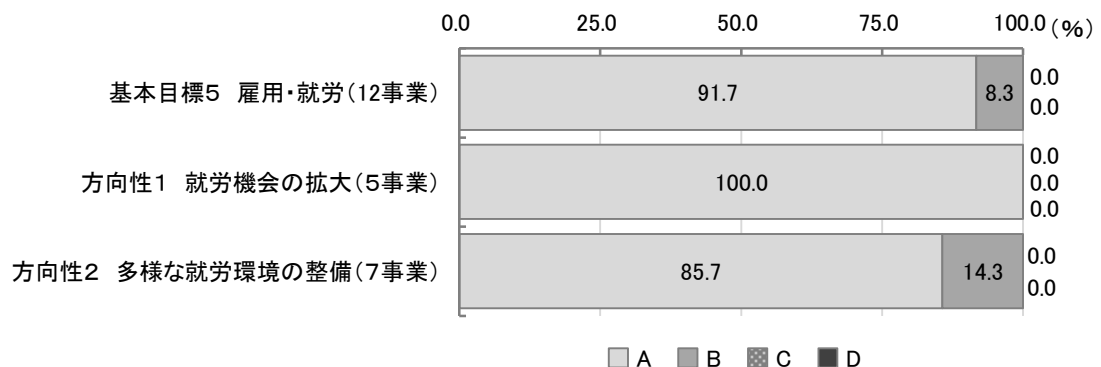
【A評価】

- ・市役所での障害者雇用の促進については、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、職場環境における合理的配慮の推進を図りました。また、職員採用試験において障害者枠を設け障害者雇用の促進を図りました。令和8年7月以降に障害者雇用率が市3パーセント、教育委員会2.9パーセントに改められるため、市としてより一層の障害者雇用が求められます。（福祉課・秘書課）
- ・農福連携の推進については、市内で農業関係の作業提供を行う障害福祉サービス事業所の状況の把握に努め、事業所に対して県が主催するイベントや研修の情報提供を行いました。また、西三河地域農福連携ネットワーク会議に参加し、近隣市の状況を共有しました。（農業水産課）
- ・多様な就業機会の確保については、就労支援部会において、就労系障害福祉サービス事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関等の関係者を委員として、障害者の多様な就業機会の促進に向けた検討を行っています。また、商工会議所が行う雇用推進事業に対して、補助金を交付する形で支援している。（福祉課・商工課）

【B評価】

- ・農福連携の推進について、令和4年から愛知県により西三河地域農福連携ネットワーク会議が立ち上げられ、碧南市としても参加しています。また、令和6年度市内の農業法人が福祉事業所を立ち上げ、障害者の就労機会の増加に繋がることが期待されています。しかし、他の農家による農福連携については農家側が要望する仕事の成果・レベルに至らないケースがあり、依然として課題が残る状況となっています。（農業水産課）

■基本目標5の評価



基本目標6 生活環境

A評価が100.0%となっています。

〔方向性1 ひとにやさしいまちづくり〕

A評価が100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・公共施設等のバリアフリー化の推進については、公共施設の改修（小学校のトイレ改修）などにあわせて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に配慮した整備を進めています。また、碧南駅前線について、バリアフリー法に準拠した道路整備を進めています。（建築課・都市計画課）
- ・道路改良の推進については、碧南駅前線の道路拡幅工事において、歩道の設置を含む道路整備を進めています。（都市計画課）
- ・公共交通機関の利便性の向上については、無料の福祉バスとして、市に見合った経費で巡回バスとして空白地もなく運行を継続できています。また、碧南駅周辺地区の道路整備を実施中で、北新川駅周辺地区のまちづくり基本構想を策しました。（商工課・都市計画課）
- ・移動に対する支援の実施については、日常生活に必要な移動に課題を持っている障害者に対し支援として、介助者との外出を行う移動支援事業の給付を実施する他、福祉有償運送事業や福祉タクシー料金助成事業を行いました。（福祉課）

〔方向性2 住環境の整備〕

A評価が100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

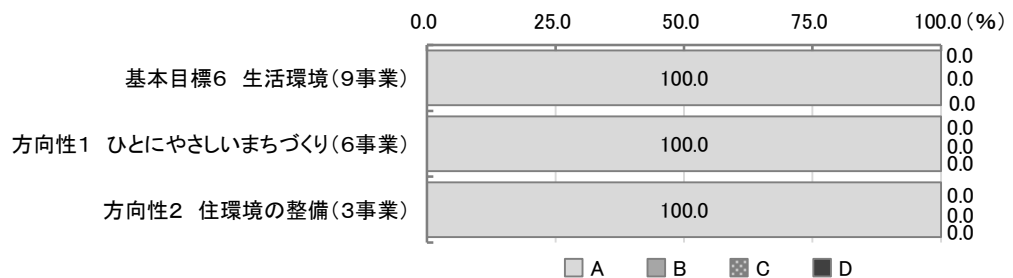
【A評価】

- ・グループホームの整備については、障害福祉サービス事業所の開設に資する各種補助事業の活用を推進を行います。また、福祉資源に対する課題の現状把握を図りました。（福

祉課)

- ・住宅改善への支援については、身体障害者の居宅をバリアフリー化等とする日常生活用具給付事業にて住宅改修事業や移動・移乗支援用具を実施しています。(福祉課)
- ・住宅の確保・整備については、市営住宅で高齢者向け、障害者向け住宅を整備し、優先入居及び家賃の減免を実施しています。民間賃貸住宅の活用は、建築課ホームページからセーフティネット住宅の検索サイトに移動できるようにしています。(建築課)

■基本目標6の評価



基本目標7 防災・防犯

A評価が71.4%、B評価が28.6%となっています。

【方向性1 地域の防犯対策の充実】

A評価が60.0%、B評価が40.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・避難行動要支援者台帳の整備と活用促進については、月次で名簿状況の確認を行い、最新の状態に保たれています。また、名簿情報提供同意者の情報提供を支援者へ行っています。個別避難計画についても、要支援者名簿を基に相談支援事業所と連携のうえ、順次作成を行っています。(福祉課・高齢介護課)
- ・当事者参加の防災訓練の実施については、災害時支援部会を通じた防災訓練参加への働きかけにより訓練が実施されています。(福祉課)

【B評価】

- ・災害時要支援者台帳制度について、自主防災会に説明し、制度の周知を図りました。また、避難行動要支援者名簿を配布し、訓練を通して要配慮者の把握に努めるように依頼していますが、活用できている自主防災会は多くなく、実際の訓練等でより活用しやす

くなるよう、丁寧な支援を進めていく必要があります。(危機管理課)

- ・総合防災訓練は、訓練・体験ブース等を設置し、参加者が自由に回る形式で実施しました。悪天候にも関わらず、令和において最高となる参加者があり、内容もより実践的なものになるよう実施しました。また、障害者災害時支援部会による啓発活動も行っています。引き続き、障害者災害時支援部会への協力を仰ぎながら、市総合防災訓練への参加を促す必要があります。(危機管理課)

【方向性２ 防災・防犯体制の強化】

A評価が 77.8%、B評価が 22.2%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

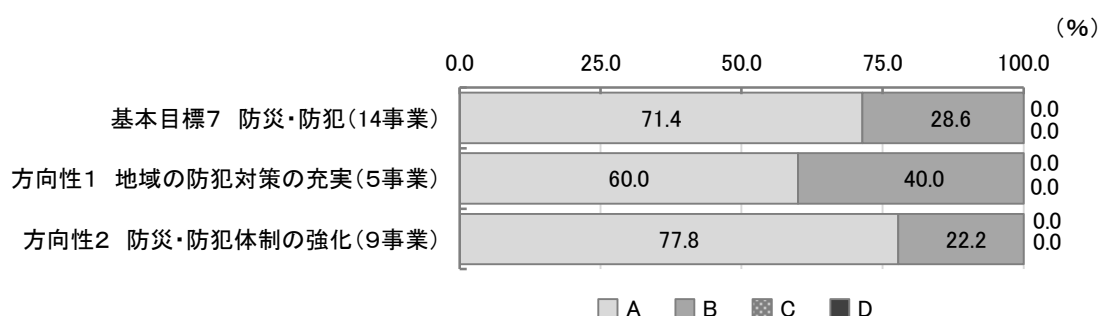
【A評価】

- ・避難所の福祉的整備については、福祉避難所となる障害者施設や庁内関係課と連携し、必要物品の配備を随時検討しています。(福祉課)
- ・災害時に向けた福祉事業所等の体制整備については、事業所部会において、障害福祉サービス事業所関係者が顔を合わせることで、災害時の安否確認や情報伝達が行いやすい関係を築きました。(福祉課)
- ・緊急時の情報提供体制の整備については、防災行政無線、防災メール、携帯電話を持っていない人向けのサービスを継続的に運用する。また、LINE の普及を背景に、令和 7 年 1 月からは碧南市 LINE 公式アカウントでの防災情報の配信を開始しました。(危機管理課)
- ・防犯体制の充実については、市内を 6 地区に分け、「地域の出来事を自分事に」をスローガンに「地域福祉推進会議（地域住民が話し合う場）」を開催し、継続的に話し合いを重ねており、各地区で様々な事業活動を行うために話し合いを行いました。また、各地区の取組の共有を図るため、6 地区合同のシンポジウムを 1 回開催しています。加えて、地区の自主防犯パトロール団体を中心に徒歩や青色回転灯装備車両を使用したパトロールを行ってもらっており、パトロール団体を対象に研修会等を開催しています。(福祉課・地域協働課)

【B評価】

- ・庁内関係各課等と、備蓄品（ポータブル充電器等の設置）の検討を行い、令和 8 年度予算にて、非常用電源がない福祉避難所に配備予定。(危機管理課)
- ・要配慮者利用施設における津波災害を想定した避難確保計画策定を依頼し、策定支援を実施しました。また、計画未作成の事業所に対しては作成が必要な旨の説明を通知し、計画作成を促しました。引き続き未作成の事業所に対して、通知等を行い、計画作成を促し、作成率の向上を目指します。(危機管理課)

■基本目標7の評価



基本目標8 障害理解、権利擁護

A評価が100.0%となっています。

【方向性1 障害理解の促進と差別解消の推進】

A評価が100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・福祉教育の推進については、福祉実践教室の開催による、障害理解の促進のための福祉教育に関する社会福祉協議会等地域の団体の事業の推進の支援を行っています。(福祉課・学校教育課)
- ・交流教育・保育の推進については、特別支援学校に在籍する児童生徒が市内の特別支援学級、通常学級の児童生徒と交流を行っており、市内即売会では、昨年度に引き続き文化会館にて、学校ごとに制作した作品を販売しました。(学校教育課)
- ・地域における障害理解の促進については、市内を6地区に分けて開催している地域福祉推進会議にて、地域住民の相互支援のある環境づくりについて検討重ねるとともに、社会福祉法人通所者福利厚生支援補助事業を実施し、障害福祉事業所の通所者の地域での交流の機会の拡充を図りました。(福祉課)
- ・差別解消、障害理解の促進に関する広報・啓発については、障害者週間などの時期に、定期的に市の広報やホームページにおいて、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づく障害者差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間やヘルプマークなどの制度について周知を図りました。(福祉課)
- ・当事者団体、ボランティア、NPO団体等の活動支援については、地域福祉推進会議を実施し、地域の福祉に関係する団体の活動の活性化や団体間の交流により、地域住民の相互支援のある環境づくりを図りました。(福祉課)

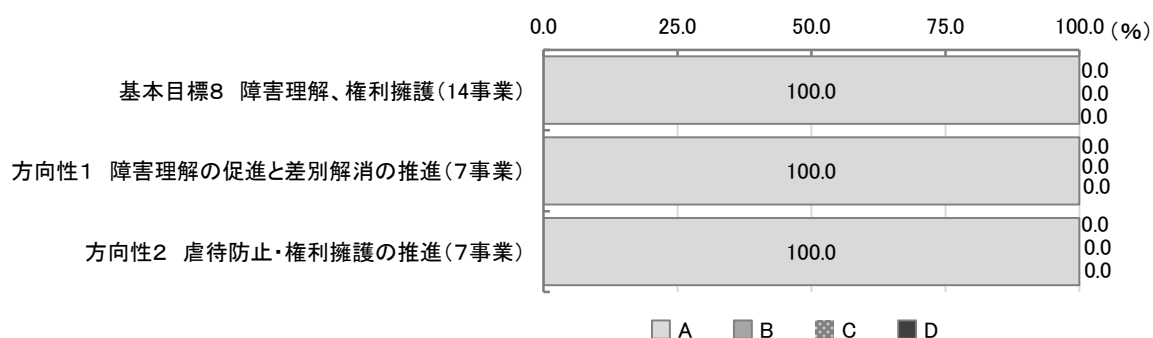
[方向性2 虐待防止・権利擁護の推進]

A評価が100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【A評価】

- ・権利擁護に関する意識啓発については、成年後見支援センター事業や日常生活自立支援事業を実施し、成年後見制度の利用促進など権利擁護を実施しました。また、成年後見支援制度の出張相談会など個別の啓発事業を実施しました。(福祉課・高齢介護課)
- ・権利擁護に関する支援体制の充実については、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めることや、碧南市虐待防止センターの周知を図り、障害者の権利擁護の充実を図るほか、基幹相談支援センターにより障害福祉サービス事業所向けの虐待防止研修を行いました。(福祉課)
- ・成年後見制度等の利用促進については、成年後見支援センター事業や日常生活自立支援事業を実施し、成年後見制度の利用促進など権利擁護を実施しました。また、成年後見支援制度の出張相談会など個別の啓発事業を実施しました。(福祉課)

■基本目標8の評価



第3章 基本的な視点

1

基本理念

【前回の基本理念】

互いに尊重し だれもが支え合うまち へきなん

【新規提案例】

「だれもが笑顔で安心して暮らせるまち へきなん」

⇒ノーマライゼーションの理念のもと、障害者を含むすべての人が笑顔で安心して生活できるよう、障害への理解を深めながら就労支援の充実や社会参加の促進を図ると共に、障害者が自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備に努める。

「すべての人が、夢を育み、安心して暮らせる共生のまち へきなん」

⇒人と人、人と社会がつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地域共生社会」を実現していく。

「だれもが互いにその個性や能力を認め合い、共生するまち へきなん」

⇒多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、生活環境のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていく。

「だれもが参加し 安心して暮らせる共生のまち へきなん」

⇒社会参加ができる、参加して輝ける、参加によるつながりがある包摂的で共生社会の実現を目指すまち

2

基本的原則

【前回の基本原則】

- (1) 基本的人権の享有と個人としての尊重
- (2) 共生社会の実現
- (3) 差別の禁止

現段階では、前回の基本原則を継承しています。

現在の基本原則は、国の障害者基本計画（第5次）の基本原則とも共通するものですが、
もし変更のご要望があれば新たに提案させていただきます。

3

基本目標

1 生活支援

障害者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や、多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

2 保育・教育

健診等を通じた障害等の早期発見と適切な療育、子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

3 保健・医療

障害や疾病の予防や重症化の防止を図る施策や、障害者でも安心してかかる医療体制の整備、難病患者や精神障害者への支援等を行います。

4 文化・芸術活動、スポーツ

障害者の社会参加や生きがいづくりにつながる、文化・芸術活動やスポーツへの参加機会の確保や障害の有無に関わらず受けられる生涯学習の環境づくりを進めます。

5 雇用・就労

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障害特性や個性を踏まえた、障害者の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

6 生活環境

障害者の地域での生活や社会参加を支援するため、施設・道路等の環境整備や、外出・移動の支援、住環境の整備等を進めます。

7 防災・防犯

地域や関係者等と連携し、災害時の障害者への避難等の支援体制づくりや、防犯体制の強化を図ります。

8 障害理解、権利擁護

.....
障害への正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や、交流を推進します。また、障害者の権利を擁護する成年後見制度や虐待防止の取組を進めます。

現段階では、前回の基本目標を継承しています。

施策体系素案での整理が終わりましたら一覧表にいたします。

施策体系を整理したうえで設定します。

第4章 障害者計画

1

生活支援

2

保育・教育

3

保健・医療

4

文化・芸術活動、スポーツ

5

雇用・就労

6

生活環境

7

防災・防犯

8

障害理解、権利擁護

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 計画の方向性

「第8期碧南市障害福祉計画・第4期碧南市障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の規定に基づく「基本指針」に即して作成します。

国の基本指針（要点）

1 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成する必要がある。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害者の社会参加を支える取組定着

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動サービス等の保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実
- ⑥ 高次脳機能障害者に対する支援
- ⑦ 依存症対策の推進

3 相談支援のに関する基本的考え方

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害者等に対する支援
- ④ 協議会の活性化

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ① 重層的な地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携した支援
- ③ 地域社会への参加・インクルージョンの推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援等の提供体制の確保
- ⑥ 障害児支援における人材育成の推進

参考：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
【令和八年こども家庭庁・厚生労働省告示第四号】

2

目標値の設定

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
地域生活移行者数	3	0	令和11年度末時点で、令和7年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数	33	35	令和11年度末の施設入所者数を令和7年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
心のサポーター数【新規】	0	●	目標値の設定に当たっては、令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。
K6により住民のこころの状態を把握【新規】	0	●	住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
一般就労移行者数	●	●	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和6年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
就労移行支援事業における一般就労への移行者数	●	●	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和6年度の一般就労への移行実績の1.14倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援A型における一般就労への移行者数	●	●	就労継続支援A型事業については令和6年度の一般就労への移行実績のおおむね1.52倍以上を目指すこととする。
就労継続支援B型における一般就労への移行者数	●	●	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの職場定着率

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
就労定着支援事業の利用者数	●	11	就労定着支援事業の利用者数については、令和6年度の実績の1.47倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率	●	●	就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

④協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置【新規】	1	0	協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。

⑤就労選択支援事業の利用者数

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
就労選択支援事業の利用者数 【新規】	●	0	就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を82,000人以上とする。

⑥地域の就労支援ネットワークの強化

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
地域の就労支援ネットワークの強化	●	●	都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

（４）障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進【新規】	確保済	確保済	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 （１）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 （２）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 （３）地域のインクルージョン推進の中核としての機能 （４）地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】	●	設置済	インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所又は重症心 身障害児を受け入れる体制を整 備した事業所の確保	1	0	令和11年度末までに、主に重症心 身障害児を支援する児童発達支 援事業所を各市町村に少なくと も1か所以上確保することを基 本とする。
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所	確保済	確保済	令和11年度末までに、主に重症心 身障害児を支援する放課後等デ イサービス事業所を各市町村に 少なくとも1か所以上確保する ことを基本とする。
医療的ケア児等の支援に関する 協議の場の設置	設置済	設置済	保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等支援のためのコ ーディネーターの配置	配置済	配置済	令和11年度末までに、各市町村 において、医療的ケア児等に関 するコーディネーターを配置す ることを基本とする。
障害児及びその家族への伴走的 な相談支援体制の確保	確保済	確保済	令和11年度末までに、各市町村 又は圏域において、保健、医療、 障害福祉、保育、教育、就労支 援等の関係機関との連携体制を 確保した上で、障害児相談支援 を利用していない場合も含め、 障害児及びその家族への伴走的 な相談支援の体制を確保するこ とを基本とする。

(5) 地域生活支援の充実

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備	1	1	令和11年度末までに、各市町村は、 地域生活支援拠点等を整備し（複 数市町村による共同整備を含む。）、 当該市町村の全ての日常生活圏域 を支援の対象とすることを基本と する。
コーディネーターの配置等によ る効果的な支援体制及び緊急時 の連絡体制の構築	1	1	地域生活支援拠点等に拠点コー ディネーターを配置すること、地 域生活支援拠点等の機能を担う 障害福祉サービス事業所等の担 当者を配置することを基本とす る。

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	1	1	年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。
強度行動障害を有する者に関する支援体制整備	県にて整備	県にて整備	令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

（６）相談体制の充実・強化等

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
全ての市町村において協議会を設置・整備し、基幹相談支援センターが別表第一の十の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	有	有	令和11年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが別表第一の十に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有	有	基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
のぞまないセルフプランをゼロとする【新規】	0	0	都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を行うことにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

（７）相談体制の充実・強化等

項目	目標値 (令和11年度)	実績値	国の基本指針
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	セミナーの実施	セミナーの実施	令和11年度末までに、別表第一の十三に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

3

障害福祉サービスの見込量と確保策

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等の援助を行います。障害者の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重度の障害者も、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆等の役割も担う、視覚障害者の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い知的障害者や精神障害者への社会参加と地域生活を支援します。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、意思疎通が難しい障害者に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、最重度の障害者も安心して地域で生活が続けられるよう支援します。

見込みの考え方

実績と見込量（1 か月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	91 人	84 人	104 人			
	2522 時間	2510 時間	2576 時間			
重度訪問介護	1 人	1 人	1 人			
	303 時間	289 時間	316 時間			
同行援護	5 人	5 人	7 人			
	40 時間	38 時間	49 時間			
行動援護	1 人	0 人	0 人			
	4 時間	0 時間	0 時間			
重度障害者等 包括支援	0 人	0 人	0 人			
	0 時間	0 時間	0 時間			

確保策

素案段階で加筆いたします。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	障害支援施設等で常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な補助を行うことで、社会参加と福祉の増進を支援します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者または難病患者等に対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行うことで、地域生活への移行を支援します。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者または精神障害者に対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行うことで、地域生活への移行を支援します。
就労選択支援	就労系サービスの利用意向がある障害者に対し、障害者本人が就労先の働き方についてより良い選択ができるよう、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行う手法（就労アセスメント）を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談等を行うことで、本人の適性に見合った職場への就労を支援します。
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人に対して、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を支援します。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、就労経験のある人等に対し、雇用契約に基づかない、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を支援します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整等、課題解決に向けて支援します。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気等の理由で、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間の入所を必要とする障害者に対し、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護等の支援をします。
療養介護	医療的ケアを必要とする障害者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。なお、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

見込みの考え方

実績と見込量（1 か月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	3252 人日	3214 人日	3152 人日	●	●	●
	167 人	164 人	161 人	●	●	●
自立訓練 （機能訓練）	0 人日	0 人日	0 人日	●	●	●
	0 人	0 人	0 人	●	●	●
自立訓練 （生活訓練）	18 人日	5 人日	4 人日	●	●	●
	2 人	1 人	1 人	●	●	●
就労選択支援	－	2 人日	4 人日	●	●	●
	－	1 人	1 人	●	●	●
就労移行支援	466 人日	436 人日	507 人日	●	●	●
	27 人	26 人	28 人	●	●	●
就労継続支援 （A型）	1141 人	1235 人	1253 人	●	●	●
	57 人	64 人	67 人	●	●	●
就労継続支援 （B型）	3437 人日	3892 人日	4217 人	●	●	●
	204 人	225 人	237 人	●	●	●
就労定着支援	11 人	10 人	12 人	●	●	●
短期入所 （福祉型）	109 人日	118 人	●	●	●	●
	32 人	32 人	●	●	●	●
短期入所 （医療型）	13 人日	11 人日	●	●	●	●
	3 人	1 人	●	●	●	●
療養介護	15 人	16 人	16 人	●	●	●

確保策

素案段階で加筆いたします。

(2) 居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談等の対応を行うことで、自立した日常生活を営むために必要な支援をします。
共同生活援助 (グループホーム)	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うことで、日常生活を支援します。
施設入所支援	施設に入所している障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事、生活等に関する相談・助言等を行うことで、日常生活を支援します。

見込みの考え方

実績と見込量（1 か月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	0人	0人	0人	●	●	●
共同生活援助 (グループホーム)	76人	90人	95人	●	●	●
施設入所支援	31人	28人	27人	●	●	●

確保策

素案段階で加筆いたします。

4

相談支援の見込量と確保策

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時における「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。障害者の意思や人格を尊重し、常に障害者の立場で考え、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行うことで、障害者の地域生活への円滑な移行を支援します。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行うことで、障害者の地域生活の継続を支援します。

見込みの考え方

実績と見込量（1か月あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	78人	84人	78人	●	●	●
地域移行支援	0人	1人	1人	●	●	●
地域定着支援	0人	0人	0人	●	●	●

確保策

素案段階で加筆いたします。

5

地域生活支援の充実

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	14	14	14	14
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の協議の場への参加人数	0	0	8	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	2	2	2	2
心のサポーター養成研修実施回数【新規】	0	0	0	1	1	1
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域移行支援利用者数	0	0	0	2	2	2
精神障害者の地域定着支援利用者数	0	0	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助利用者数	0	0	0	13	13	13
精神障害者の自立生活援助利用者数	0	0	0	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	0	0	0	1	1	1
精神障害者の短期入所利用者数【新規】	0	0	0	1	1	1

実績と見込量（1 か月あたり）

※精神障害者のみ

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立訓練 （生活訓練）	●	●	●	●	●	●
自立生活援助	●	●	●	●	●	●
共同生活援助 （グループホーム）	●	●	●	●	●	●
地域移行支援	●	●	●	●	●	●
地域定着支援	●	●	●	●	●	●

確保策

素案段階で加筆いたします。

6

発達障害等に対する支援

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

見込みの考え方

■事業内容

事業名	内容
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的とし、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援を行う事業です。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラムです。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
ピアサポート	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動です。

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	●	●	●	●	●	●
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	●	●	●	●	●	●
ペアレントメンターの人数	●	●	●	●	●	●
ピアサポートの活動への参加人数	●	●	●	●	●	●

確保策

素案段階で加筆いたします。

7

相談支援体制の充実・強化のための取組

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合【新規】	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無	有	有	有	有	有	有
協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数の見込み	16	16	16	16	16	16
協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組【新規】	88	85	●	88	88	88

確保策

素案段階で加筆いたします。

8

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修の活用	1	1	1	2	2	2
障害者自立支援 審査支払等システムによる審査 結果の共有	有	有	有	有	有	有

確保策

素案段階で加筆いたします。

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

(1) 障害児通所支援事業

■サービス内容・事業内容

サービス名	内容
児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作や知識・技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。児童発達支援はこれまで「福祉型」と「医療型」に分かれていましたが、法改正に伴い令和6年度より一元化されました。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、学校通学中の障害児に、生活能力向上のために必要な支援を提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児支援に関する知識及び経験を有する専門職が訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が発達支援を受けやすくするため、外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
福祉型障害児入所施設	障害のある児童に対して保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の習得を支援することを目的としています。
医療型障害児入所施設	入院や医療的ケアが必要な肢体不自由児、重度知的障害児、重複障害児、自閉症児などが対象となり、医療介入の必要性があるかどうかで、治療や看護が必要な場合は入所します
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、各機関との連絡調整を行います。

見込みの考え方

実績と見込量（1 か月あたり）

項目	第3期計画			第4期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	514 人日	560 人日	613 人日	●	●	●
	78 人	95 人	103 人	●	●	●
放課後等 デイサービス	2312 人日	2602 人日	2830 人日	●	●	●
	264 人	286 人	307 人	●	●	●
保育所等 訪問支援	133 人日	147 人日	174 人日	●	●	●
	133 人日	147 人日	174 人日	●	●	●
居宅訪問型 児童発達支援	3 時間	3 時間	3 時間	●	●	●
	1 人	1 人	1 人	●	●	●
福祉型障害児 入所施設	0 人	0 人	0 人	■	■	■
医療型障害児 入所施設	0 人	0 人	0 人	■	■	■
障害児相談支援	45 人	51 人	50 人	●	●	●
医療的ケア児等 に対する関連分 野の支援を調整 するコーディネ ーターの配置人 数	3	3	3	3	3	3

確保策

素案段階で加筆いたします。

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連携

見込みの考え方

実績と見込量（年あたり）

項目	第3期計画			第4期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所・認定こども園	●	●	●	●	●	●
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	●	●	●	●	●	●

確保策

素案段階で加筆いたします。

※「●」は数値未確定を示します。素案段階で加筆いたします。

(1) 必須事業

■事業内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための啓発活動を行うことで、障害者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くための事業です。
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に活動を行い、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する事業です。
相談支援事業	障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業です。地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを設置し、すべての障害に対応した総合的な相談業務の強化、権利擁護や虐待防止等における必要な支援を実施します。
成年後見制度利用支援事業	経済的な理由等により申立をすることのできない障害者や親族の代わりに成年後見の申立を行い、成年後見にかかる費用の全部または一部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築等、法人による後見活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る事業です。
日常生活用具給付等事業	特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、点字器やストマ用装具等の日常生活用具の給付や住宅改修等を行い、在宅で生活する障害者に対し、日常生活の便宜を図る事業です。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員を養成し、聴覚障害者との交流活動の促進等を図る事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出を支援する事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行うために必要な援助を行う事業です。

実績と見込量（1か月あたり）

項目		第7期計画			第8期計画		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
理解促進研修・啓発事業		2	2	2	2	2	2
自発的活動支援事業		2	2	2	2	2	2
事業 相 談 支 援	障害者相談支援事業	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	●	●	●	●	●	●
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業 （実利用者数）		1	1	●	●	●	●
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有	有	有	有
支 援 事 業 意 思 疎 通	手話通訳者・要約筆記派遣 事業（実利用者数）	17	48	●	●	●	●
	手話通訳者設置事業 （実設置者数）	6	4	●	●	●	●
等 事 業 （ 給 付 等 見	介護・訓練支援用具	7	6	●	●	●	●
	自立生活支援用具	6	6	●	●	●	●
	在宅療養等支援用具	14	6	●	●	●	●
	情報・意思疎通支援用具	4	5	●	●	●	●
	排せつ管理支援用具	1,223	1,318	●	●	●	●
	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	0	1	●	●	●	●
手話奉仕員養成研修事業 （実養成講習修了者）		6人	6人	●	●	●	●
移動支援事業 （実利用者数・延べ利用時間数）		80時間	77時間	●	●	●	●
		1034人	1083人	●	●	●	●
地域活動支援センター機能強化事 業（実施か所・実利用者数）		1か所	1か所	●	●	●	●
		12人	10人	●	●	●	●

確保策

素案段階で加筆いたします。

(2) 任意事業

■事業内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供する事業です。
生活訓練等事業	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を実施するため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による講習や戸別訪問を行う機能訓練教室を碧南市心身障害者福祉センターにて開催します。
日中一時支援事業	障害者支援施設などで障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。
巡回支援専門員 整備事業	保育所や学校等に巡回支援等を実施し、障害が気になる段階から支援を行うための体制整備を進め、発達障害児等の福祉の向上を図ります。具体的には、巡回支援専門員等による施設等の巡回支援、支援者向けの講習会、保護者向けの講習会いや発達相談を実施します。
レクリエーション等 活動支援事業	障害者スポーツの普及、レクリエーションを通じて障害者等の社会参加の促進を図るため、碧南市心身障害者福祉センターにて各種教室を開催します。
芸術文化活動振興事業	障害者等の芸術文化活動を振興し、社会参加の促進を図るため、碧南市心身障害者福祉センターにて各種教室を開催します。
声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障害者に対し、広報へきなんをテープに録音し、配布します。
奉仕員養成研修事業	点訳に必要な技術を習得した点訳奉仕員を養成するための講座を碧南市心身障害者福祉センターにて開催します。
複数市町村における 意思疎通支援の共同 実施促進事業	碧南市単独での事業実施が困難な手話通訳者養成講座を、平成 28 年度から碧南市と高浜市で共同実施により開催しています。
補装具費給付事業	障害者等の身体機能を補うように制作された補装具の交付等に係る費用の一部を給付します。

実績と見込量（1年あたり）

項目	第7期計画			第8期計画		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
訪問入浴サービス	8人	11人	●	●	●	●
生活訓練等事業	10人	12人	●	●	●	●
日中一時支援事業	133人	116人	●	●	●	●
巡回支援専門員整備事業	40回	102回	●	●	●	●
レクリエーション等活動支援事業	51人	36人	●	●	●	●
芸術文化活動振興事業	39人	49人	●	●	●	●
声の広報発行事業	4人	4人	●	●	●	●
奉仕員養成研修事業	8人	7人	●	●	●	●
複数市町村における意思疎通支援 共同実施促進事業	3人	1人	●	●	●	●
補装具給付事業	93人	103人	●	●	●	●

確保策

素案段階で加筆いたします。

第 6 章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

2 計画の点検・評価

資料編

業務工程（案）

		① アンケート	② 団体 ヒアリング	③ 庁内 ヒアリング	④ 現状把握	⑤ サービス見 込み量推計 等	⑥ 計画策定	⑦ 概要版作成	⑧ 会議等 ※出席なし	備考
令和7年度	12月									
	1月									
	2月	調査設計								
	3月	実施準備								年度内に基本指針案の告示
令和8年度	4月	調査実施	対象選定 調査案作成	シート作成						
	5月	入力・集計	調査実施 結果まとめ	配布 回収	統計まとめ					
	6月			結果まとめ		サービス推計				
	7月								●	第1回委員会 7/1
	8月						素案作成		●	第2回委員会 8/31
	9月						関係課照会			
	10月								●	第3回委員会 10/30
	11月									
	12月							概要版作成	★	議会報告
	1月						パブコメ	デザイン		1か月間の想定
	2月						校正	編集・校正	●	第4回委員会 2/26
	3月						簡易印刷	印刷		
							納品	納品		

成果指標や事業量については国の方針等も加味し、柔軟に対応します。